

# 宮津市都市計画マスタープラン (中間案)

令和3年6月



# 第 1 章

## 都市計画マスタープランとは

第 1 節 計画改定の背景・目的・役割 .....	1
第 2 節 計画の範囲と目標年度 .....	2
第 3 節 計画の位置付け .....	3
第 4 節 計画改定の流れ .....	4
第 5 節 上位・関連計画 .....	4

# 第1章 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、市が定める都市づくりの指針です。

本マスタープランは、社会・経済情勢や市民の生活様式の変化に合わせた健全で魅力ある都市の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって、次代の新しいまちづくりを推進するための、土地利用、都市施設の整備方針などを定めるものです。なお、都市計画法に基づく「都市計画」を決定する際には、本マスタープランに即したものとしなければなりません。

## 第1節 計画改定の背景・目的・役割

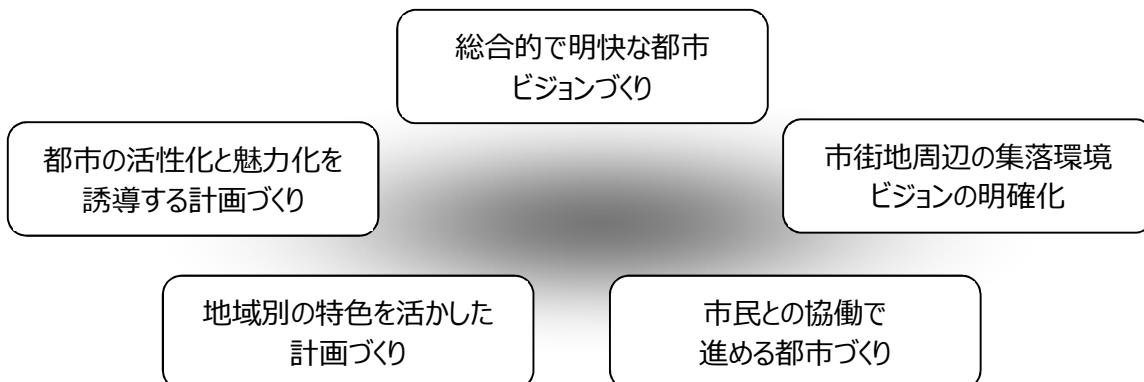
### 1. 計画改定の背景

本市では、平成17年（2005）11月に「宮津市都市計画マスタープラン」を策定し、その目標年度を平成32年度（2020）として設定していました。そのため、令和3年度（2021）以降は新たな都市計画マスタープランを策定する必要があります。

## 2. 計画の目的・役割

都市計画マスタープランには、以下のような目的と役割が求められます。

### 《目的》



### 《役割》

将来の目標となる具体的な都市像を示す	具体的な都市像を実現するための都市計画 施策を明確にし、個別の都市計画の調整を 図る
個別の都市計画の決定・変更の指針とする	まちづくりに関わる市民と行政の適切な役割分 担のもとに、市民と行政が協働で進める方向 を示す

## 第2節 計画の範囲と目標年度

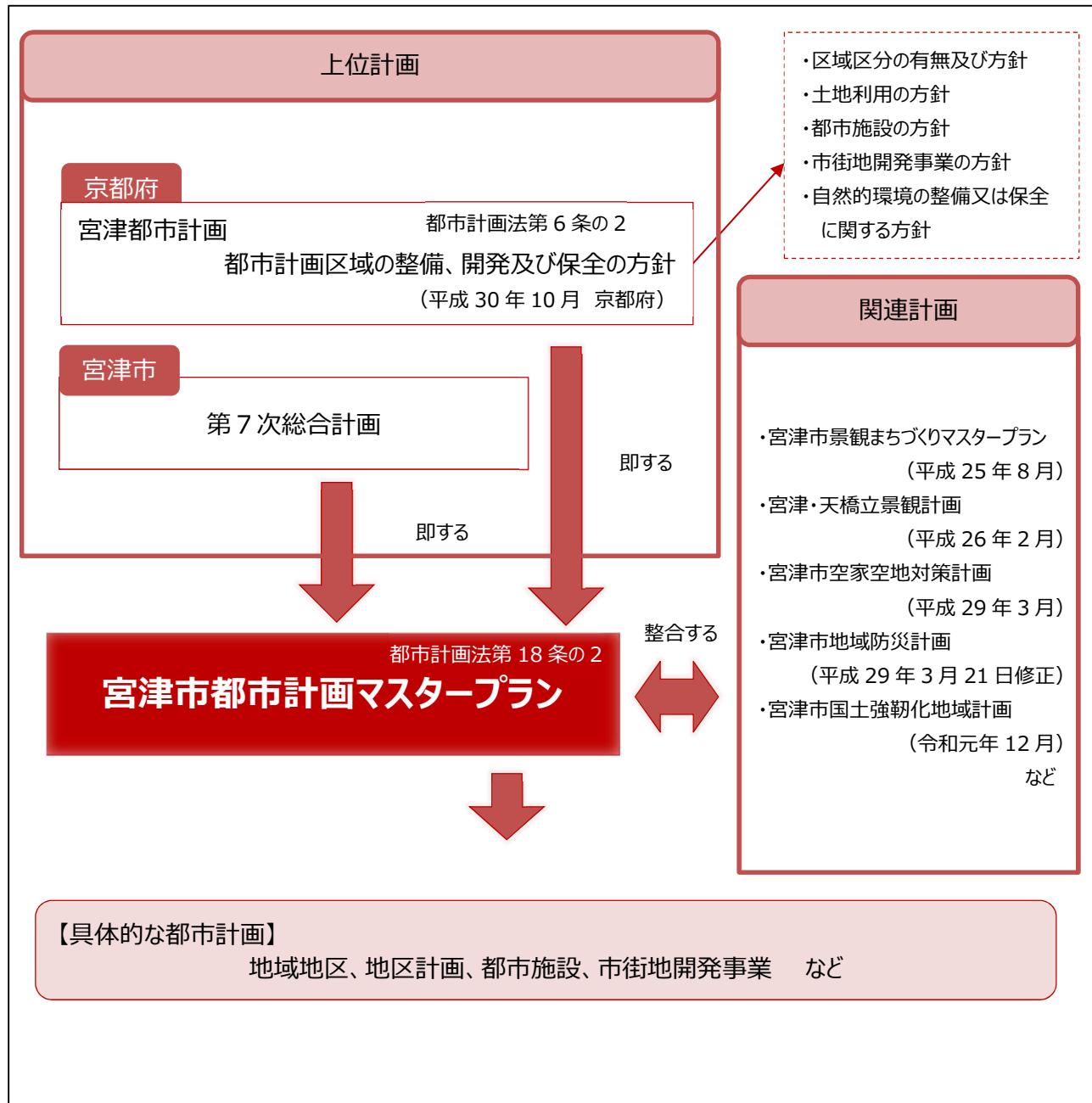
本マスタープランは、宮津都市計画区域のうち、与謝野町域を除いた宮津市域を対象とします。

本マスタープランの目標年度は、令和3年度（2021）を基準年度とし、「第7次総合計画」の計画期間である令和12年度（2030）までの10年間を目標年度とします。

ただし、社会状況の変化などに応じて、適宜、見直しを行うこととします。

## 第3節 計画の位置付け

本マスタープランは、第7次宮津市総合計画を上位計画とし、都市計画分野における方向性を明らかにするものです。



## 第4節 計画改定の流れ

本マスタープランは、現行の宮津市都市計画マスタープランを元に策定委員会における検討を経て策定を進めました。

第1回 令和2年7月10日  
第2回 令和2年9月18日  
第3回 令和2年10月30日  
第4回 令和3年1月15日  
第5回 令和3年3月18日  
第6回 令和3年 月 日

パブリックコメント 令和3年 月 日  
都市計画審議会 令和3年 月 日

## 第5節 上位・関連計画

### 1. 上位計画の整理

市町村が定める都市計画マスタープランについては、都市計画法第18条の2に「当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即す」とされています。

したがって、上位計画は「第7次総合計画」及び都市計画法第6条の2の規定に基づき策定された「宮津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 平成30年10月 京都府」となります。

## (1) 第7次宮津市総合計画（令和3年6月 宮津市）

計画期間	令和3年度から令和12年度までの10年間
目指す 将来像	「共に創る みんなが活躍する 豊かなまち“みやづ”」 ・一人ひとりが主人公として活躍する豊かなまちを、宮津市に関わる人達（みんな）と一緒にやって創り上げます。 ・先導的に頑張る人・地域・団体をしっかりと応援し、持続可能で豊かなまちづくりを加速します。
重点プロジェクト	・若者が住みたいまちづくりプロジェクト ・宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト
テーマ別戦略	・地域経済力が高まるまちづくり ・住みたい、住み続けたいまちづくり ・安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり ・健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり ・ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり

将来構想イメージ図

【宮津市の目指す将来像】

### 「共に創る みんなが活躍する 豊かなまち“みやづ”」

- ・一人ひとりが主人公として活躍する豊かなまちを、宮津市に関わる人達（みんな）と一緒にやって創り上げます。
- ・先導的に頑張る人・地域・団体をしっかりと応援し、持続可能で豊かなまちづくりを加速します。

【重点プロジェクト】

#### 若者が住みたいまちづくり プロジェクト

若者世代の定住を増やし、出生数の増加につなげるため、若者が宮津に住みたい、住み続けたいと思えるよう、獣愛の醸成や子育て世代へのサポート等を行い、地域ぐるみで多様なライフスタイルを実現できる暮らしやすいまちづくりを進めます。

#### 宮津の宝を育むチャレンジ プロジェクト

新たな雇用の創出や生産性の向上等により地域経済力を高め、市民所得の向上を図るために、地域で活躍する「人」を育成するとともに、地域の宝（ヒト・モノ・コト）を使ったビジネスにチャレンジする市内の企業・地域・団体等の応援や市外企業の誘致を進めます。

【エリア連携構想】



人口減少・高齢化が急激に進む地域を維持・発展していくためには、地域コミュニティの維持や交通、医療等の様々な課題や行政サービスについて地域を越えた連携を図る必要があります。

そのため、「エリア連携構想」では、令和3年度以降、様々な課題に対して、地域の皆さんと一緒に話し合い、課題の解決に向けた連携の在り方・方法等を構築、実施していきます。

【テーマ別戦略】

#### 地域経済力が高まる まちづくり

自然や歴史文化などの豊かな地域資源を活かし、1次・2次・3次のあらゆる産業が連携しながら地域に活力を生むことで、新産業の創出や新たな雇用の創出・生産性の向上などにつなげ、所得が向上し働きやすく暮らしやすい、地域経済力が高まるまちづくりを進めます。

- 【分野】
- ・観光振興
  - ・商工業振興
  - ・農林水産業振興
  - ・海の活用
  - ・都市景観・景観まちづくり
  - ・社会基盤施設活用

#### 住みたい、住み続けたい まちづくり

これから時代に合った住みやすく多様なライフスタイルに適合した地域コミュニティづくりや子育て支援、定住・定住促進等により、市内外の人が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。

- 【分野】
- ・子育て支援
  - ・関係人口創出・拡大
  - ・移住・定住促進
  - ・空き家対策
  - ・男女共同参画・女性活躍
  - ・シティプロモーション
  - ・地域コミュニティ
  - ・市民協働

#### 安全・安心に生活でき、 環境にやさしいまちづくり

国土強靭化地域計画等による安全な社会基盤の整備や脱炭素社会の構築、豊かな自然環境、良好な生活環境の維持等をはじめSDGsの推進を地域住民の自助・共助と公助の連携・協働等により実現し、安心が実感でき、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

- 【分野】
- ・社会基盤・防災減災
  - ・防犯・交通安全
  - ・環境
  - ・公共交通

#### 健康でいきいきと幸せに暮らせる まちづくり

市民一人一人が住み慣れた地域で健康に安心して生活することができるよう、自助・共助・公助により行政と地域住民が支え合い健康で安心していきいきと幸せに暮らせるまちづくりを進めます。

- 【分野】
- ・地域福祉
  - ・障害福祉
  - ・高齢者福祉
  - ・健康・医療
  - ・福祉医療人材育成

#### ふるさとを大切に学びを深める まちづくり

明日の宮津を担い、創る人づくりに向けて、就学前から10年間を見据えた小中一貫教育をはじめとした「宮津ならではの教育」や生涯学習等により、子どもから大人まで学びを深め、「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持って活躍するまちづくりを進めます。

- 【分野】
- ・社会教育
  - ・学校教育
  - ・文化・スポーツ振興
  - ・文化財保存・活用
  - ・人権教育・啓発
  - ・人財づくり

【将来像の実現に向けた5つの視点】

#### 市民協働

行政主導ではなく、行政と市民、各種団体、企業などが一緒にやって考え、行動し、事業に取り組みます。

#### Society5.0

あらゆる分野においてIoTやAI等の新たな先端技術の導入を積極的に進めます。

#### SDGs

「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を積極的に取り入れることで、持続可能な社会を目指します。

#### ウイズ/ポストコロナ

新型コロナウイルス感染症拡大後の社会の変化をチャンスと捉え、構造的に対応するとともに、同様の脅威に柔軟に対応できる地域にしていきます。

#### 健全な行政運営

中長期的に安定した行政基盤の構築に向け、経営視点に立った効率的な行政運営を進めます。

## (2) 宮津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(平成30年10月 京都府)

都市づくりの 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広域的な交流と連帯を推進する都市づくり</li> <li>②地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり</li> <li>③子育て世代、高齢者等だれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり</li> <li>④都市基盤等既存ストックを活用した効率的な都市づくり</li> <li>⑤中心市街地の賑わいと広域交流の拠点となる都市づくり</li> <li>⑥広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり</li> <li>⑦災害に強くしなやかで安全な都市づくり</li> <li>⑧ICT 等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり</li> <li>⑨住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり</li> <li>⑩自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい海辺景観のある都市づくり</li> <li>⑪天橋立をはじめとする自然や歴史文化、農産物、海産物、まちなみなどのすべての地域資源を活かした魅力あふれる観光地を実現する都市づくり</li> </ul>
区域の将来像	<p><b>◆広域交通網を活かした活力基盤のある都市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 広域交通網の整備効果を活かした交流・連携を推進する基盤整備や産業基盤の形成を計画的に進め、活力ある都市を目指す。</li> </ul> <p><b>◆自然環境とふれあいができる都市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 京阪神都市圏や周辺地域との交流・連携の強化を推進し、自然環境と共生し、良好な生活環境のある都市を目指す。</li> </ul> <p><b>◆地域資源を活かした魅力と賑わいの中心市街地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 広域交流拠点としてふさわしい魅力ある景観形成を図りながら、豊かな観光資源、伝統産業や城下町・港町としての歴史的な文化資源などの地域資源を活かした都市機能の再生・整備を推進し、個性的で魅力や賑わいある中心市街地の形成を目指す。</li> </ul>
主要用途の 配置の方針	<p>①業務地</p> <p>宮津駅から国道 176 号にかけての業務・商業施設の集積地区、岩滝口駅前に展開する市街地及び岩滝地区に一般業務施設の集積を図る。</p> <p>②商業地</p> <p>本町、魚屋、新浜、岩滝地区などの既成市街地及びウォーターフロントエリアを主要な商業地として広域商業機能の充実を図る。</p> <p>また、天橋立駅周辺の文珠地区、府中地区において、観光地にふさわしい商業地として集積を図るとともに、宮津港においては新たな観光交流機能の展開を検討する。</p> <p>③工業地</p> <p>宮津港背後の漁師地区、波路地区の海岸部及び既存の工業・流通業集積地区に工業地の配置を図る。また、須津工業用地周辺地区及び栗田脇地区に工業地を配置し、活力のある生産活動の推進力として発展を図る。なお、工業地は、公害の防止、環境負荷の低減及び生産環境の保全に努めつつ配置を図る。</p> <p>④住宅地</p> <p>宮津地区南部から上宮津地区にかけては、良好な住環境を有する住宅地の配置を図る。また、江尻地区から岩滝地区方面にかけての国道沿いの既存集落と、海岸部の観光施設が立地する地区を住宅地とし、日置地区北側の既存別荘地と海岸部の保養所等が立地する地区は、良好な自然環境の保全に努め、多自然居住の交流施設等の誘導地区としての配置を図る。</p>

## 2. 関連計画の整理

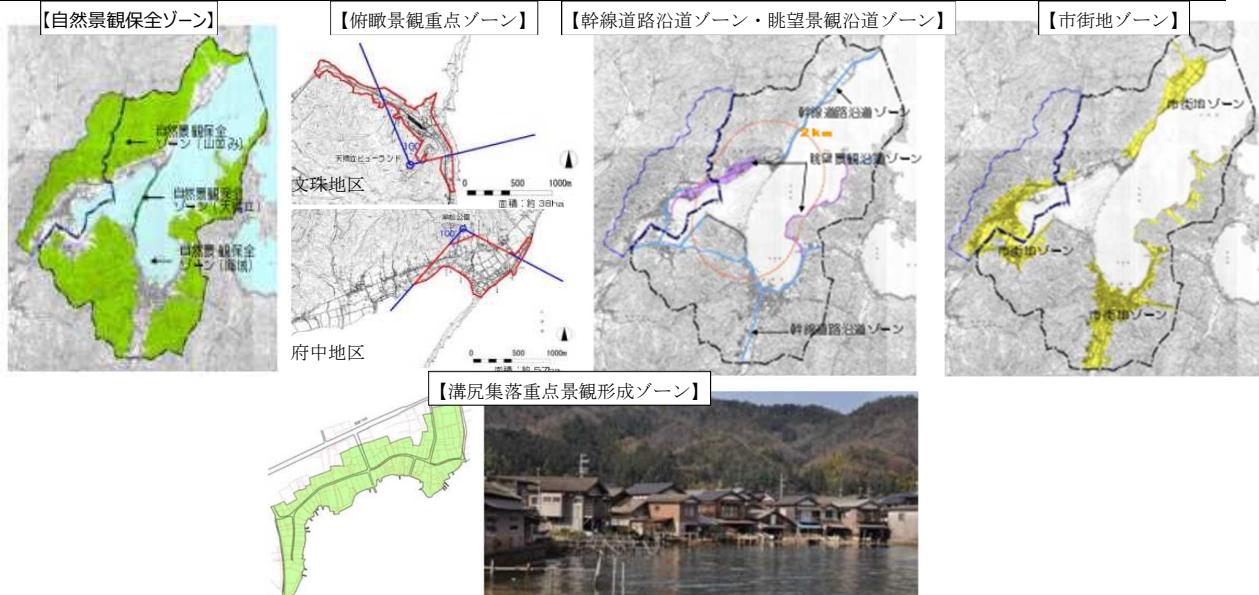
都市計画マスタープランの見直しにあたり、関連計画との整合を図る必要があります。

### (1) 宮津市景観まちづくりマスタープラン (平成25年8月 宮津市)

景観まちづくりの目標	<p><b>「住んでみたい、訪れてみたい 天の架け橋・みやづ」</b></p> <p><b>1. 宮津が誇る美しさづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 対外的なPRと市民意識の向上を目的とした取組を進めます。</li> </ul> <p><b>2. 経済が循環する持続可能なまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自然環境の保全、歴史的・伝統的まちなみの景観保全、市街地・集落景観の誘導、道路の沿道景観の形成を進め、観光を基軸とした産業振興につなげます。</li> <li>➢ 宮津が誇る歴史文化や海（海際）を活用することで、まちなか観光を創出し、観光客の増大、滞在時間の拡大を目指します。</li> </ul> <p><b>3. 地域特性を踏まえた住環境の維持・保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「住み心地がよい・いつまでも住み続けたい」と思う住まい・まちづくりを目的とした景観まちづくりを目指します。</li> </ul>
基本方針	<p>目指す地域の姿を実現するための3つの基本施策</p> <p><b>1. 宮津が誇る美しい景観を守り育む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 天橋立及び周辺地域の自然景観を保全します。</li> <li>➢ 市域の外周部や湾を取り巻く山稜の自然やその裾野に広がる田園、自然海岸を保全します。</li> <li>➢ 市域に散在する特徴的な農山漁村集落景観を保全します。</li> <li>➢ 伝統的な町家・まちなみを保全します。</li> </ul> <p><b>2. 地域に根ざした景観資源に磨きをかける</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 特徴あるまちの景観に、さらに磨きをかけ、地域特性を活かした景観まちづくりを進めます。</li> <li>➢ 都市化の進行により失われつつある景観資源を現代に再生する取組みや、新たな魅力を創造し、観光振興や商業振興など地域活性化につなげます。</li> <li>➢ 地域に根差した景観を活かし、「住みごこちがよい・いつまでも住み続けたい」住まい・まちづくりを進めます。</li> </ul> <p><b>3. 住民と事業者、行政の協働により進める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民、事業者、行政などの多様な主体が景観まちづくりの目標像を共有し、愛着や誇りを感じることができる取り組みを協働で進めます。</li> </ul>
地域別景観まちづくりの方向性	<p>【宮津地区】港町・城下町の風情を活かした景観まちづくり            (例) 水辺空間の魅力アップ 等</p> <p>【上宮津地区】豊かな里山の自然を活かした景観まちづくり            (例) 宮津の南の玄関口にふさわしい景観誘導 等</p> <p>【文珠・須津地区】天橋立周辺の自然と歴史・文化を活かした景観まちづくり            (例) 快適賑わい街路空間の形成 等</p> <p>【府中地区】「新・雪舟まち物語」歴史と自然と人が活ける景観まちづくり            (例) 再生松活用ポケットパークづくり 等</p> <p>【日置・世屋・養老・日ヶ谷地区】森業・山業・海業の魅力に磨きをかける景観まちづくり            (例) 農山漁村景観の保全 等</p> <p>【栗田・由良地区】海辺の魅力に磨きをかける景観まちづくり            (例) 周辺の自然景観と調和する景観の形成 等</p>
重点戦略	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宮津市景観条例の制定と天橋立周辺地域景観計画の円滑な運用</li> <li>2. 文化的景観の調査と保存・修景の推進</li> <li>3. 地域団体・市民等が行うまちなみ修景事業等に対する支援と普及啓発</li> <li>4. 施設整備による良好な公共空間の創造・再生</li> <li>5. 屋外広告物の適正な規制・誘導</li> </ol>

## (2) 宮津・天橋立景観計画 (平成26年2月 宮津市)

景観形成にあたっての基本方針	<p><b>①天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中心とした大景域の景観保全を図ります。</li> <li>天橋立と一緒に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的なつながりなどから、俯瞰される眺望景観の保全を図ります。</li> </ul> <p><b>②地域に根ざした景観資源の保全と、それを活かした良好な地域景観形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府中・文珠・宮津地区は、古代より丹後国の政治・経済・文化の中心であり、地域の歴史に根ざした文化財が豊富で、歴史的なまち並みも多く遺存しています。これらの地域に根ざした景観資源は「宮津天橋立の文化的景観」の構成要素であり、その適切な保全を図ります。</li> <li>一方、上記の景観資源の積極的な保全や活用を通じて、街区・地域レベルでの景観形成を行おうとする地域、またその必要が顕著と認められる地域については、重点景観形成ゾーンの設定を行い、アイレベルでの良好な地域景観の形成を図ります。</li> </ul>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーニング</th> <th>対象地域</th> <th>対象となる要素と景観形成の基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保全ゾーン</td> <td>天橋立</td> <td>・眺望景観の象徴的存在として保全</td> </tr> <tr> <td>海域</td> <td>・天橋立と一緒に眺望される景観を形成する領域として保全</td> </tr> <tr> <td>山並み</td> <td>・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全</td> </tr> <tr> <td>俯瞰景観重点ゾーン</td> <td>文珠地区、府中地区</td> <td>・主要な視点場からの天橋立と一緒に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導</td> </tr> <tr> <td>幹線道路沿道ゾーン</td> <td>国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江室津線・栗田半島線の沿道</td> <td>・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導</td> </tr> <tr> <td>眺望景観沿道ゾーン</td> <td>国道178号、府道宮津養父線・栗田半島線の一部区間及び沿岸域</td> <td>・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導</td> </tr> <tr> <td>市街地ゾーン</td> <td>市街地や田園等、他のゾーンを除く区域</td> <td>・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導</td> </tr> <tr> <td>溝尻集落重点景観形成ゾーン</td> <td>府中地区のうち「溝尻集落」</td> <td>・国選定「宮津天橋立の文化的景観」において、「重要な構成要素」として特定された地域であり、その本質的価値を損なわないように、適切な景観保全・形成を誘導</td> </tr> </tbody> </table>			ゾーニング	対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針	保全ゾーン	天橋立	・眺望景観の象徴的存在として保全	海域	・天橋立と一緒に眺望される景観を形成する領域として保全	山並み	・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全	俯瞰景観重点ゾーン	文珠地区、府中地区	・主要な視点場からの天橋立と一緒に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導	幹線道路沿道ゾーン	国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江室津線・栗田半島線の沿道	・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導	眺望景観沿道ゾーン	国道178号、府道宮津養父線・栗田半島線の一部区間及び沿岸域	・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導	市街地ゾーン	市街地や田園等、他のゾーンを除く区域	・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導	溝尻集落重点景観形成ゾーン	府中地区のうち「溝尻集落」
ゾーニング	対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針																									
保全ゾーン	天橋立	・眺望景観の象徴的存在として保全																									
	海域	・天橋立と一緒に眺望される景観を形成する領域として保全																									
	山並み	・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全																									
俯瞰景観重点ゾーン	文珠地区、府中地区	・主要な視点場からの天橋立と一緒に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導																									
幹線道路沿道ゾーン	国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江室津線・栗田半島線の沿道	・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導																									
眺望景観沿道ゾーン	国道178号、府道宮津養父線・栗田半島線の一部区間及び沿岸域	・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導																									
市街地ゾーン	市街地や田園等、他のゾーンを除く区域	・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導																									
溝尻集落重点景観形成ゾーン	府中地区のうち「溝尻集落」	・国選定「宮津天橋立の文化的景観」において、「重要な構成要素」として特定された地域であり、その本質的価値を損なわないように、適切な景観保全・形成を誘導																									



### (3) 宮津市空家空地対策計画（平成29年3月 宮津市）

計画の期間	平成29年度から平成33年度までの5年間
基本方針	<p>本市では、人口減少が進行し、空家等及び空地が今後も増加すると想定される中で、それに伴い、防災や防犯等、空家等及び空地に直接起因する問題にとどまらず、地域活動の衰退や市全体の活力低下も懸念されています。こうした点も踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。</p> <p><b>基本方針：「地域とともに空家をなくす」</b></p>
施策と目標	<p><b>柱1 【予防の推進】</b></p> <p>【施策の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○空家にしない</li> <li>○空家を放っておかない</li> </ul> <p>[数値目標] 所有者不明の空家等 ゼロ を目指す</p> <p><b>柱2 【利活用の促進】</b></p> <p>【施策の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○空家に住もう</li> <li>○空家で起業しよう</li> <li>○空家を地域で活かそう</li> </ul> <p>[数値目標] 空家等及び跡地の活用数 5年間で150件 を目指す</p> <p><b>柱3 【安全・安心の確保】</b></p> <p>【施策の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な住環境を確保しよう</li> </ul> <p>[数値目標] 管理不全な空家等及び空地相談解決率 100% を目指す</p>
施策展開	<p><b>【予防の推進】「空家にしない・空家を放っておかない」</b></p> <p>⇒1. 空家等及び空地の所有者等責任の明確化、2. 空家等及び空地の発生予防に向けた意識の醸成と啓発、3. 既存住宅の良質化と長寿命化、4. 住まいの終活を考える、5. 地域及び事業者等と連携した空家化及び空地化の早期発見、6. 事業者等による空家管理サービスの普及、7. 空家等の維持管理</p> <p><b>【利活用の促進】「空家に住もう・空家で起業しよう・空家を地域で活かそう」</b></p> <p>⇒1. みやづUターンサポートセンターの機能強化、2. 移住・定住等に対する空家等の利活用への支援、3. 移住・定住お試し住宅の確保、4. 空家等利活用お試し店舗の確保、5. 地域コミュニティでの有効活用の促進、6. 農山漁村の新たな地域づくりの担い手となる移住・定住者等の確保、7. 空家及び跡地利用、流動化への支援</p> <p><b>【安全・安心の確保】「安全・安心な住環境を確保しよう」</b></p> <p>⇒1. 空家等及び空地の管理不全対策、2. 特定空家等及び特定空地に対する措置</p>

## (4) 宮津市地域防災計画（風水・地震・津波等）

### （平成29年3月21日修正 宮津市防災会議）

計画の理念	<p>(1) いつでもどこでも起こりうる災害に対して、「自助」「共助」「公助」の考え方の下に、それぞれが担う役割を発揮するような「災害に強いまちづくり」を推進する。</p> <p>(2) 災害の発生するおそれのあるときや発生したときに、迅速かつ的確な対応ができるように、防災施設・設備整備（ハード）と早期避難対応等（ソフト）の両面からの防災対策を推進する。</p> <p>(3) 防災対策への意識や知識を普及及び啓発を図ることによって、安心を育む街づくりを推進する。</p> <p>(4) 災害発生時には、「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えと行動が防災対策の基本となることを広く啓発し、市民自身や自主防災組織等市民相互間の自主的な防災活動の支援に努める。</p>
基本方針	<p>(1) 災害に強いまちづくり ⇒災害を発生させない機能 災害を拡大させない機能 安心 安全を維持確保する機能</p> <p>(2) 災害に強いひとづくり ⇒災害についての深い知識と智恵を備え、災害から自分自身を守ることができる 災害の発生するおそれのあるときや発生した時に家族・隣人等の安全を配慮する 災害時に率先して防災活動に協力・従事する 防災担当従事者としての自覚を持ち、状況に応じて適切な防災活動を行う。</p> <p>(3) 災害に強い仕組みづくり ⇒防災関係機関が相互に連携協力することが必要不可欠なことから、信頼関係を構築し各々の役割を明確にしながら防災体制を確立する 的確な情報に基づき防災機関が相互に緊密な情報の共有を図りながら、適切な災害応急対策活動の決定と実施を行う。 自主防災組織の育成と強化</p>
防災施策の大綱	<p><b>(1) 水害対策の推進</b> ⇒治水施設等の整備や警戒避難体制の強化を推進する必要があります。</p> <p><b>(2) 土砂災害対策の推進</b> ⇒土砂災害対策施設の整備や警戒避難体制の強化を促進します。</p> <p><b>(3) 地震災害対策の強化</b> ⇒地震災害への認識やその危機感が希薄になってきている点を考慮して、警戒避難体制の強化等を促進します。</p> <p><b>(4) 火災対策の向上</b> ⇒地震や強風時の火災に対処するため、今後とも消防力を充実させるとともに、市街地の不燃化等を促進します。</p> <p><b>(5) 防災活動体制の整備</b> ⇒平成16年10月台風23号による大災害をはじめ既往災害の経験と反省を踏まえ、防災機器の配備や情報連絡・人員配置の体制を整備・改良して、迅速で的確な防災活動の実施に努めます。</p> <p><b>(6) 防災意識の高揚</b> ⇒災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者は、災害の影響を受けやすい上、指定避難所等での災害後の生活においても支障が生じることが予想されることから、要配慮者への支援について「宮津市災害時たすけあいネットワーク」と連携して自主防災組織などの地域住民の協力が必要不可欠です。今後も、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の高揚を図ります。</p>

## (5) 宮津市国土強靭化地域計画（令和元年12月 宮津市）

計画策定の趣旨	国土強靭化基本法の趣旨等を踏まえ、国、京都府、市民、事業者等との連携により、大規模自然災害等から速やかに復旧・復興ができる安全・安心な地域づくりを進めるため、本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として策定する。
計画期間	概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。
基本目標	<p>①人命の保護が最大限に図られること</p> <p>②市内の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>③市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること</p> <p>④迅速に復旧・復興が図られる</p>
計画を推進する上での基本的な方針	<p><b>(1) 国土強靭化の取組姿勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府等との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進する。</li> <li>・本市の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ取り組みにあたる。</li> <li>・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。</li> <li>・本市の経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。</li> </ul> <p><b>(2) 適切な施策の組み合わせ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。</li> <li>・「自助」「共助」「公助」の観点から、行政と事業者や市民が適切に連携及び役割分担して取り組む。</li> <li>・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。</li> </ul> <p><b>(3) 効率的な施策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図る。</li> <li>・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。</li> <li>・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。</li> </ul> <p><b>(4) 地域の特性に応じた施策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。</li> <li>・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じる。</li> <li>・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。</li> </ul>

## 第 2 章

### 宮津市の概況

第 1 節 宮津市の位置・地形 .....	1
第 2 節 人口の状況 .....	2
第 3 節 産業の状況 .....	8
第 4 節 土地利用の状況 .....	16
第 5 節 都市基盤整備状況 .....	20

## 第2章 宮津市の概況

### 第1節 宮津市の位置・地形

～日本三景天橋立と青い海、緑の山に抱かれたまち～

#### 1. 位置

本市は、京都府北部の丹後地域の南東端に位置し、市域は東西 13.0km、南北 24.0km あり、総面積 172.74km<sup>2</sup> の広がりを持ちます。

市域の南は舞鶴市及び福知山市に、北は伊根町、京丹後市に、西は京丹後市及び与謝野町に接し、東は日本海に面しています。

市域は、天橋立を中心に、大きく北部と南部に分かれ、宮津湾沿岸に市街地が形成されています。京都市や大阪市へは、約 100km の位置にあり、それぞれ約 2 時間半で連絡しています。

図 宮津市の位置

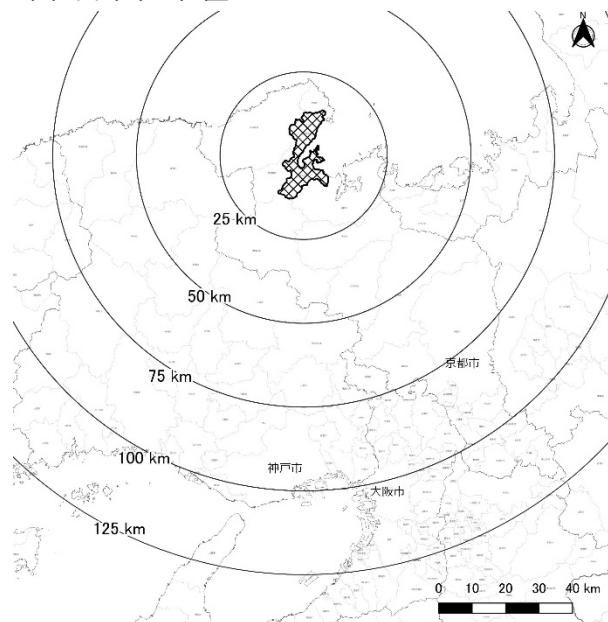
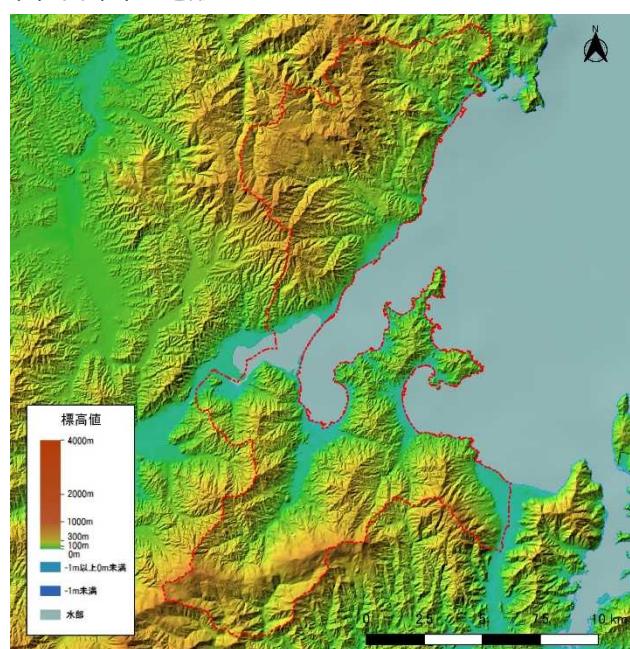


図 宮津市の地形



資料：国土地理院ウェブサイト  
地理院タイル（色別標高図タイル）を加工して作成

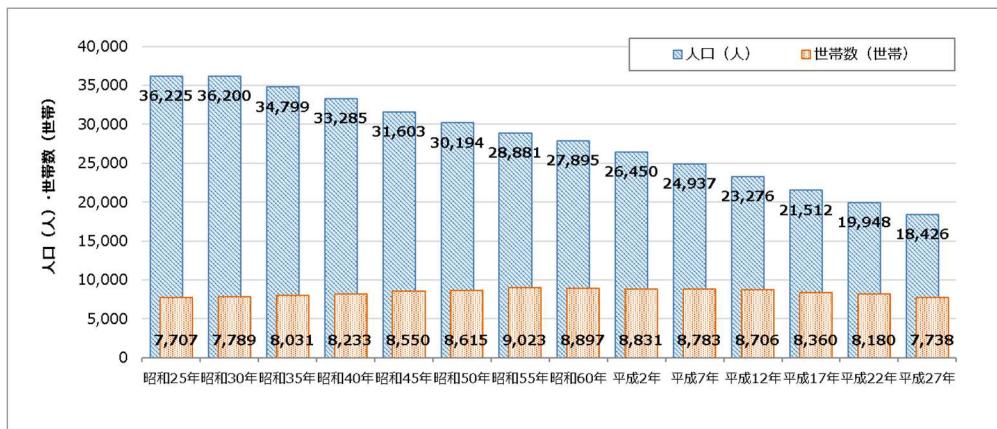
## 第2節 人口の状況

### 1. 人口・世帯数

#### ～減少傾向は加速している～

本市の総人口は 18,426 人（平成 27 年国勢調査）となっていますが、昭和 20 年代後半から年々減少しています。世帯数は昭和 55 年をピークに減少傾向にあります。

図 人口・世帯数の推移



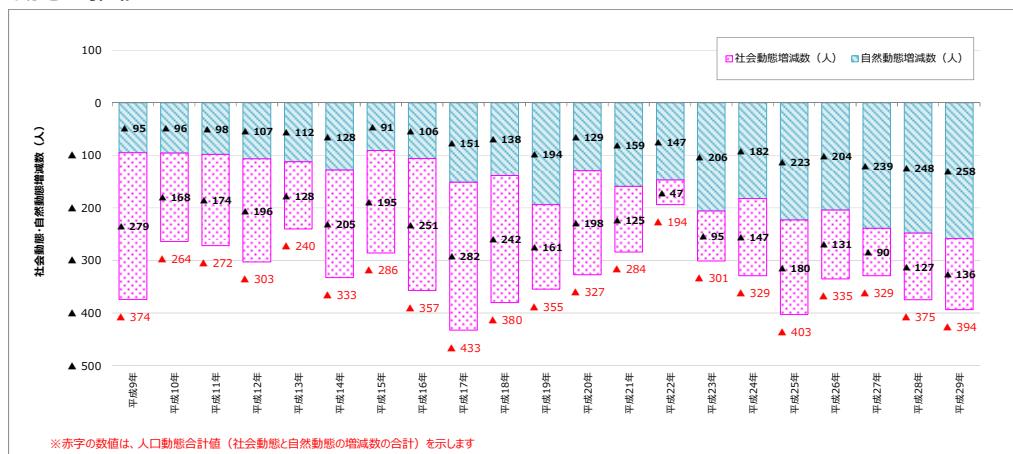
資料：各年国勢調査(総務省統計局)

### 2. 人口動態

#### ～自然動態、社会動態ともに減り続けている～

平成 20 年頃までは社会動態によるマイナス分が、人口動態の大半を占めていましたが、近年は自然動態と社会動態の割合が逆転し、自然動態の占める割合のほうが大きくなっています。そのため、人口減少や少子高齢化が加速化していると考えられ、早急な対策が必要です。

図 人口動態の推移



資料：宮津市統計書

### 3. 地区別人口

～本市全体の半数近くが、宮津地区に居住している～

10 ブロック（旧村単位）に分けた地区別の人口についてみると、宮津地区がもっと多く、全市人口の約 49%を占めています。次いで、栗田、府中、吉津が続きますが、宮津地区と比較して大きな差がみられます。

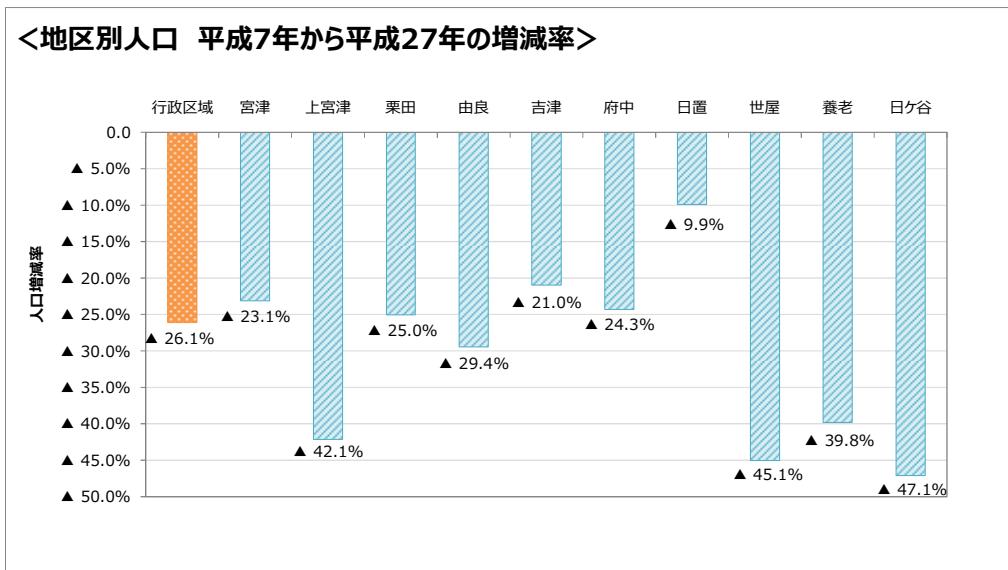
ここ 10 年間の人口推移は、いずれの地区も減少傾向にあります。なお、各地区の増減率について比較すると、日置地区が最も小さく、続いて吉津地区や宮津地区をはじめとする中心部に近い地区で減少率が小さくなっています。一方で、減少率が大きい地区は日ヶ谷地区や世屋地区などの周辺部の地区が占めています。

表 地区別人口

単位：人

年次	行政区域	宮津	上宮津	栗田	由良	吉津	府中	日置	世屋	養老	日ヶ谷
平成7年	24,937	11,837	1,887	2,684	1,501	2,016	2,255	787	182	1,459	329
平成12年	23,276	11,002	1,700	2,510	1,393	2,030	2,091	805	145	1,317	283
平成17年	21,512	10,152	1,420	2,398	1,272	1,924	2,005	780	131	1,183	247
平成22年	19,948	9,678	1,217	2,203	1,125	1,742	1,873	747	114	1,032	217
平成27年	18,426	9,102	1,092	2,012	1,059	1,593	1,707	709	100	878	174

図 地区別人口増減率



資料：国勢調査(総務省統計局)

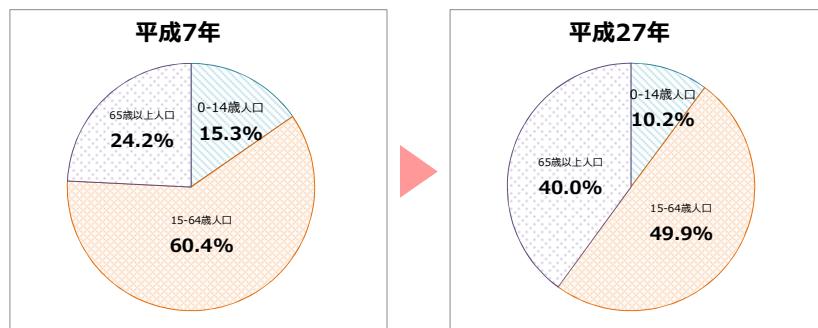
## 4. 年齢別人口

### ～65歳以上の人口が多い～

年齢階層別の人口についてみると、全体的には、65歳以上の老人人口が多く、約40%を占めています。その一方で、14歳以下の年少人口は約10%と極端に少なくなっています。

平成7年（1995）の人口構成と平成27年（2015）の人口構成を比較すると、老人人口の総数は増加しているものの、若年層の人口が大きく減少していることがわかります。

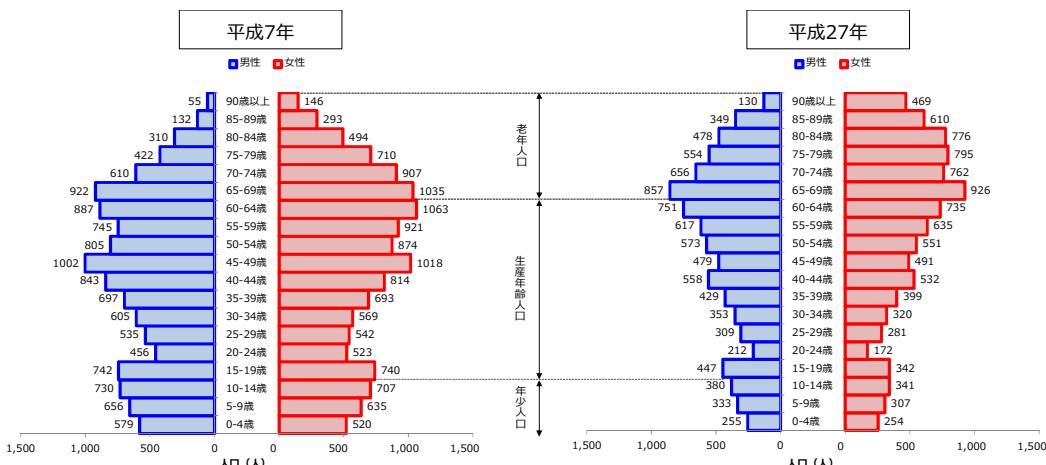
図 年齢階層別人口割合の20年前との比較



注) 年齢不詳を除く

資料：国勢調査(総務省統計局)

図 男女・年齢別人口



注) 年齢不詳を除く

資料：国勢調査(総務省統計局)

## 5. 通勤・通学人口

### ～与謝野町、京丹後市、舞鶴市との間で、人の移動が大きい～

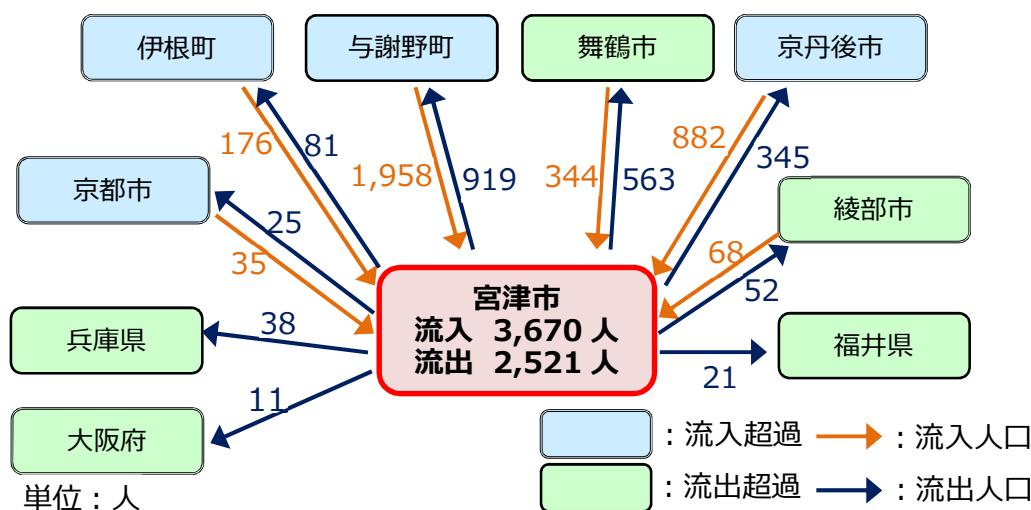
平成 27 年（2015）に、本市に常住する 15 歳以上の就業者・通学者は 9,403 人（従業地・通学地が不詳の 140 人を含む）となっており、本市内に従業・通学する人は 6,742 人で、他市町村で従業・通学する人（流出）は 2,521 人となっています。また、本市に就業・通学する人のうち、他市町村が常住地である人（流入）は 3,670 人となっており、流出する人口に対して流入する人口が上回る流入超過となっています。

周辺市町では、特に与謝野町、京丹後市、舞鶴市との間で、通勤通学による人の移動が盛んであることがわかります。

表 本市常住の 15 歳以上就業者・通学者数（平成 27 年）

	総数（15歳以上就業者・通学者）		
		15歳以上 就業者	15歳以上 通学者
本市に常住する就業者・通学者	9,403	8,657	746
本市で従業・通学	6,742	6,218	524
自宅	1,626	1,626	-
自宅外	5,116	4,592	524
他市町村で従業・通学	2,521	2,312	209
府内	2,376	2,186	190
府外	83	72	11
不詳・外国	62	54	8
従業地・通学地「不詳」	140	127	13

図 人口動態の推移（平成 27 年）



資料：国勢調査(総務省統計局)

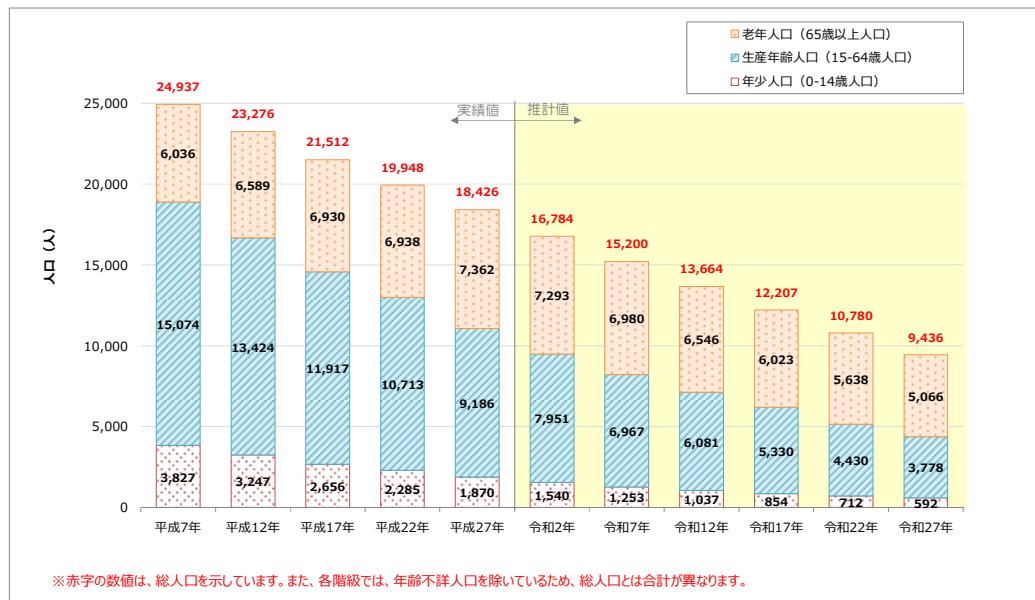
## 6. 将来人口

～令和27年の本市人口は9,436人と予想される～

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」と表記します）の「日本の地域別将来推計人口 平成30年3月推計」によると、本市の人口は減少を続け、令和27年（2045）には9,436人となり、平成27年（2015）時点から比較すると8,990人減少すると予測されています。

平成27年（2015）と30年後の令和27年（2045）の年齢階級別人口を比較すると、年少人口（0歳から14歳の人口）は1,870人から592人に減少し、生産年齢人口（15歳から64歳の人口）は9,186人から3,778人に減少すると予測されています。また、増加し続けている老人人口（65歳以上人口）は平成27年（2015）をピークに減少に転じ、7,362人から5,066人になると予測されています。

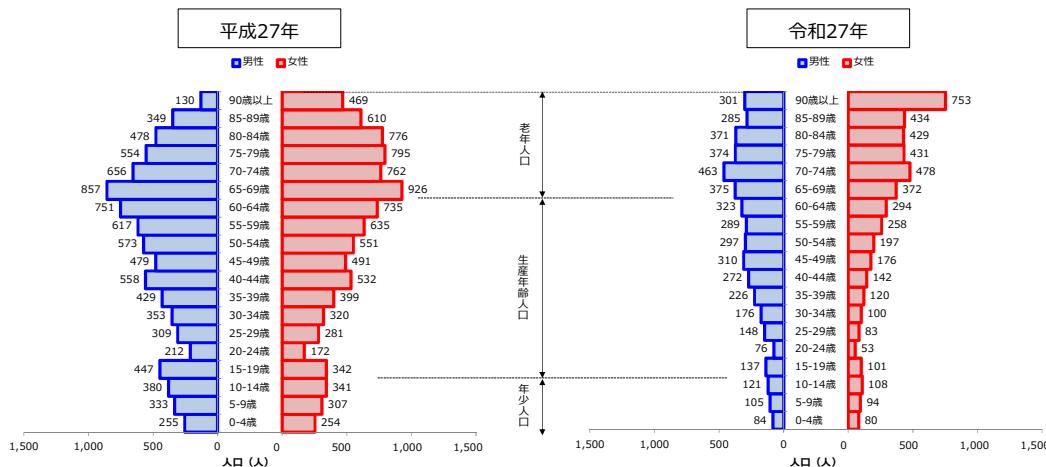
図 人口実績及び将来人口の推移



資料：実績値→国勢調査(総務省統計局)

推計値→国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30年3月推計

図 男女・年齢別人口（平成27年・令和27年）



注 年齢不詳を除く。

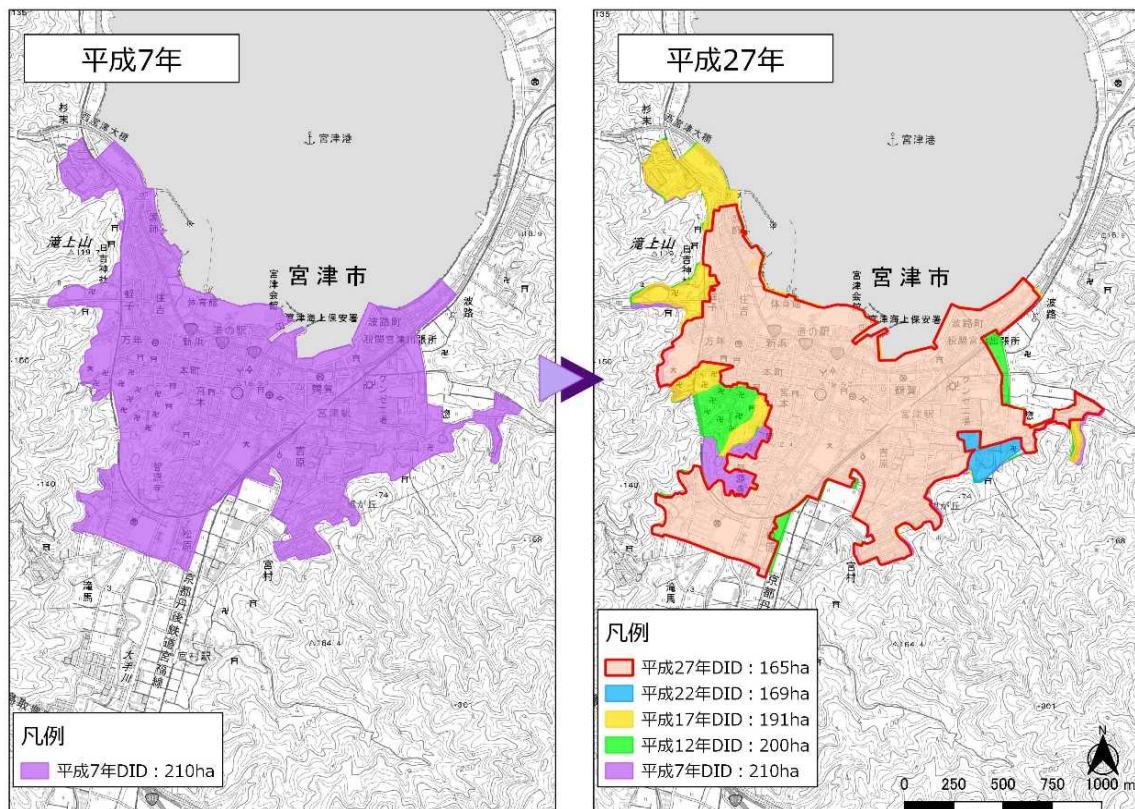
資料：平成27年→国勢調査(総務省統計局) 令和27年→国立社会保障・人口問題研究所

## 7. DID の指定状況と人口密度

### ～人口集中地区（DID）は年々縮小している～

人口集中地区（人口密度が1haあたり40人以上となる地区のこと。以下「DID」と表記します）は、平成7年（2005）から20年間で45ha縮小し、平成27年（2015）には165haとなっています。

図 DID 指定状況の変遷



資料：国勢調査(総務省統計局)

表 DID 面積及び人口密度

年次	面積 ha	人口 人	人口密度 人/ha	市域面積割合	総人口割合
平成7年	210	9,237	43.99	1.22%	37.04%
平成12年	200	8,284	41.42	1.16%	35.59%
平成17年	191	7,396	38.72	1.11%	34.38%
平成22年	169	6,451	38.17	0.98%	32.34%
平成27年	165	5,822	35.28	0.96%	31.60%

資料：国勢調査(総務省統計局)

## 第3節 産業の状況

### 1. 市内各産業の概況

#### (1) 産業3部門別の就業者数の推移

～就業者数は第3次産業が最も多いが、業種では卸売業、小売業が最多～

平成7年から平成27年の20年間の就業者の増減率は、マイナス34.12%となっています。

また、構成比から見ると、第3次産業へのシフトが進んでおり、平成22年から平成27年の5年間で最も就業者数が増加した産業は、「複合サービス業」で72.15%増加し、次いで、「医療・福祉」が17.32%増加しています。

平成27年で最も就業者数が多い産業は「卸売業、小売業」で1,429人になっており、次いで「医療・福祉」が1,104人となっています。

図 産業3部門別就業者数の推移

年次	15歳以上就業者総計(人)	第1次産業合計		第2次産業合計		第3次産業合計		分類不能の産業	
		就業者数(人)	構成比	就業者数(人)	構成比	就業者数(人)	構成比	就業者数(人)	構成比
平成7年	13,140	1,468	11.2%	3,614	27.5%	8,055	61.3%	3	0.0%
平成12年	11,543	1,074	9.3%	2,987	25.9%	7,442	64.5%	40	0.3%
平成17年	10,460	1,040	9.9%	2,373	22.7%	6,998	66.9%	49	0.5%
平成22年	9,528	711	7.5%	1,864	19.6%	6,259	65.7%	694	7.3%
平成27年	8,657	666	7.7%	1,611	18.6%	6,137	70.9%	243	2.8%
平成7年から平成27年増減率	-34.12%	-54.63%	—	-55.42%	—	-23.81%	—	—	—

資料：国勢調査(総務省統計局)

図 産業分類別就業者数及び構成比・5年間増減率

産業分類	平成22年		平成27年		平成22年から27年増減率	
	就業者数(人)	構成比	就業者数(人)	構成比		
1次産業	A 農業、林業	561	5.89%	527	6.09%	-6.06%
	うち農業	540	5.67%	510	5.89%	-5.56%
2次産業	B 漁業	150	1.57%	139	1.61%	-7.33%
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.07%	3	0.03%	-57.14%
3次産業	D 建設業	843	8.85%	749	8.65%	-11.15%
	E 製造業	1,014	10.64%	859	9.92%	-15.29%
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	87	0.91%	73	0.84%	-16.09%
	G 情報通信業	26	0.27%	29	0.33%	11.54%
	H 運輸業、郵便業	369	3.87%	344	3.97%	-6.78%
	I 卸売業、小売業	1,654	17.36%	1,429	16.51%	-13.60%
	J 金融業、保険業	204	2.14%	189	2.18%	-7.35%
	K 不動産業、物品販賣業	101	1.06%	95	1.10%	-5.94%
	L 学術研究、専門・技術サービス業	173	1.82%	189	6.09%	9.25%
	M 宿泊業、飲食サービス業	788	8.27%	807	9.32%	2.41%
	N 生活関連サービス業、娯楽業	335	3.52%	300	3.47%	-10.45%
	O 教育、学習支援業	502	5.27%	459	5.30%	-8.57%
	P 医療、福祉	941	9.88%	1,104	12.75%	17.32%
	Q 複合サービス事業	79	0.83%	136	1.57%	72.15%
	R サービス業(他に分類されないもの)	537	5.64%	542	6.26%	0.93%
	S 公務(他に分類されるものを除く)	463	4.86%	441	5.09%	-4.75%
	第1次産業	711	7.46%	666	7.69%	-6.33%
	第2次産業	1,864	19.56%	1,611	18.61%	-13.57%
	第3次産業	6,259	65.69%	6,137	70.89%	-1.95%
	T 分類不能の産業	694	7.28%	243	2.81%	-64.99%
	合計	9,528		8,657		-9.14%

資料：国勢調査(総務省統計局)

## (2) 事業所数・従業者数の推移

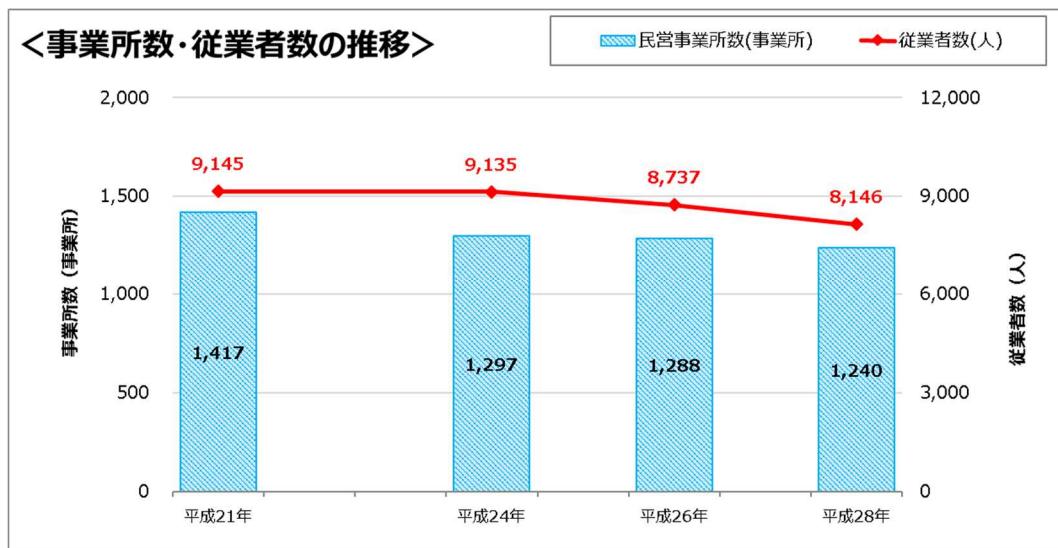
### ～事業所数・従業者数ともに減少～

平成 28 年の民営事業所数は 1,240 事業所で、従業者数は 8,146 人となっています。平成 21 年時と比較すると、177 事業所減少し、従業者数が 999 人減少しています。

なお、平成 28 年の産業大分類別民営事業所数の構成比をみると、卸売業、小売業が 29.03%、次いで宿泊業、飲食サービス業が 16.45%、建設業が 11.29% となっています。

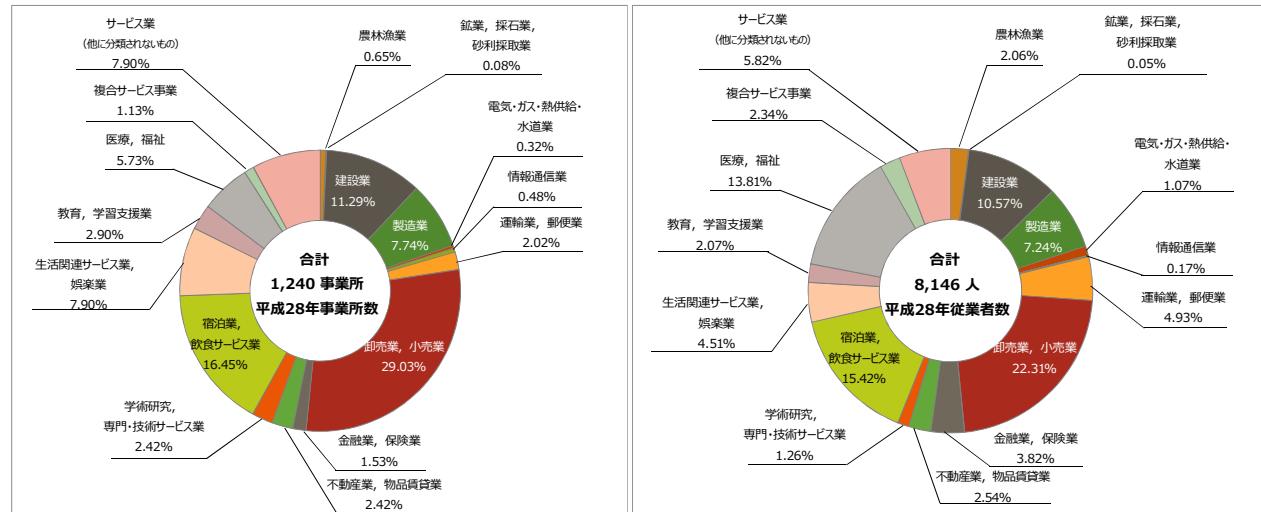
また、従業者数は、卸売業、小売業が 22.31%、次いで宿泊業、飲食サービス業が 15.42%、医療・福祉が 13.81% となっています。

図 事業所数（民営事業所）・従業者数の推移



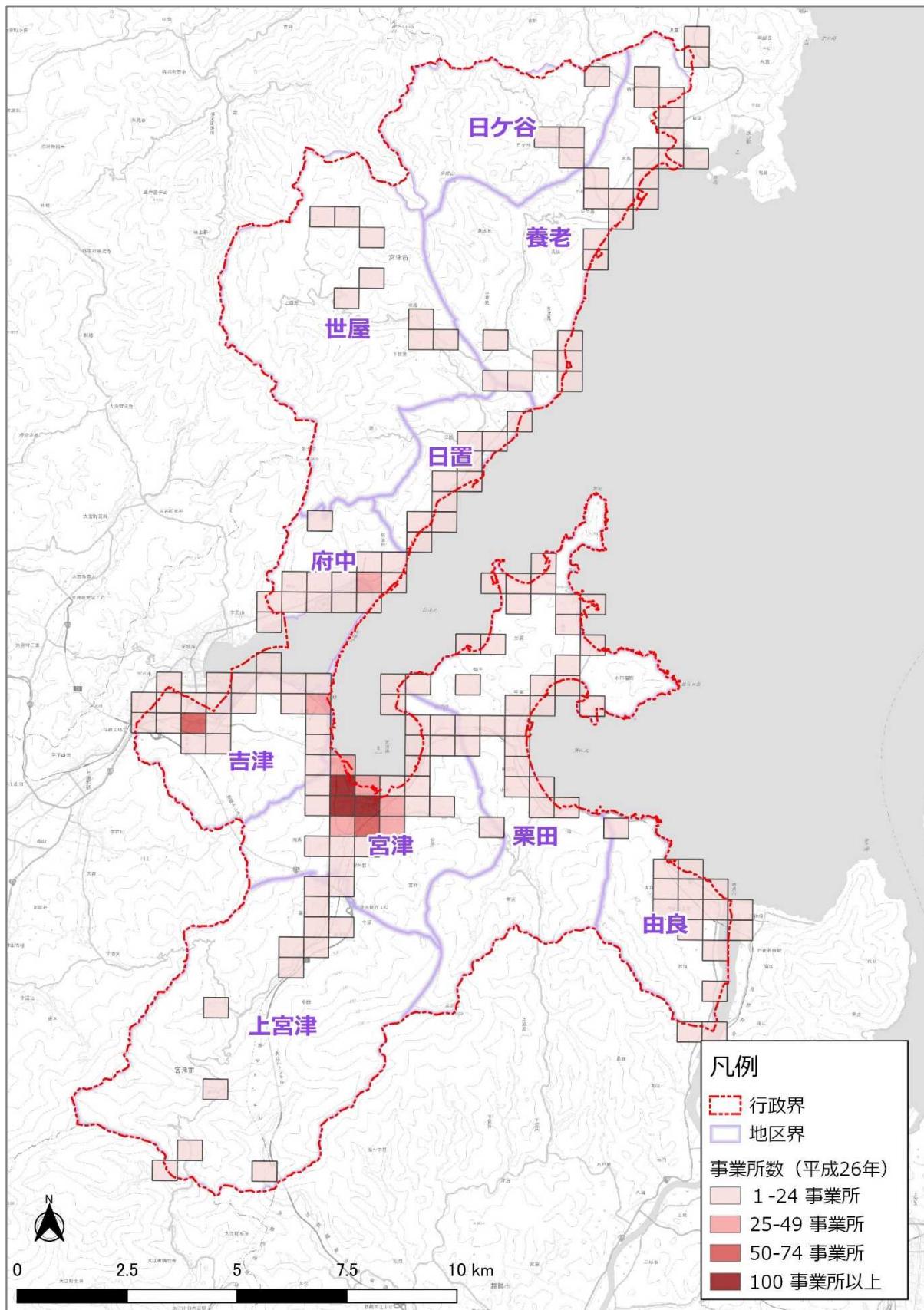
資料：平成 21 年、26 年 経済センサス基礎調査（総務省統計局）（民営事業所を集計）  
平成 24 年、28 年 経済センサス活動調査（総務省統計局）（民営事業所のみが対象）

図 平成 28 年 産業大分類別民営事業所数・従業者数の構成比



資料：平成 28 年 経済センサス活動調査（総務省統計局）（民営事業所のみが対象）

図 平成 26 年 市内事業所分布



資料：平成 26 年 経済センサス基礎調査(総務省統計局) (民営事業所を集計)

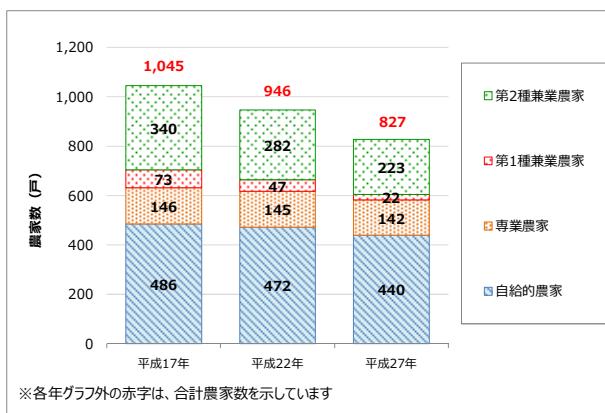
## 2. 農業

### ～兼業農家が大きく減少している～

農業の状況についてみると、農家数は年々減少しており、平成17年の1,045戸から平成27年の827戸に約20%減少しています。自給的農家、専業農家とは異なり、兼業農家が大きく減少しています。農家の減少とともに、農地面積も年々減少しており、平成27年現在の市内の総経営耕地面積は384haと、10年前と比較して10%減少しています。

また、地区別に世帯数に対する農家数の比率をみると、宮津、吉津、府中以外の地域は、農家数比率が2割を超えており、世屋、日ヶ谷では約半分を占めています。

図 農家数の推移



資料：農林業センサス(農林水産省)

表 地区別世帯数に対する農家数及び農家比率

地区	総世帯数(世帯)	総農家数(戸)	農家率
宮津	4,023	106	2.6%
上宮津	505	106	21.0%
由良	436	93	21.3%
栗田	730	188	25.8%
吉津	635	24	3.8%
府中	635	71	11.2%
日置	278	79	28.4%
世屋	51	23	45.1%
養老	363	102	28.1%
日ヶ谷	82	35	42.7%
市合計	7,738	827	10.7%

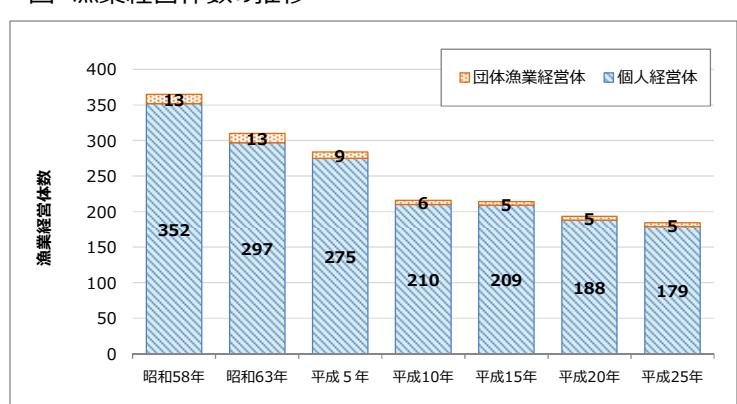
資料：農林業センサス(農林水産省)・国勢調査(総務省統計局)

## 3. 漁業

### ～漁業経営体の大半は個人経営体が占めている～

漁業の状況についてみると、昭和58年以降、漁業経営体数は減少し続けています。平成25年の漁業経営体数は184あり、その大半は個人経営体となっています。

図 漁業経営体数の推移



資料：漁業センサス(農林水産省)

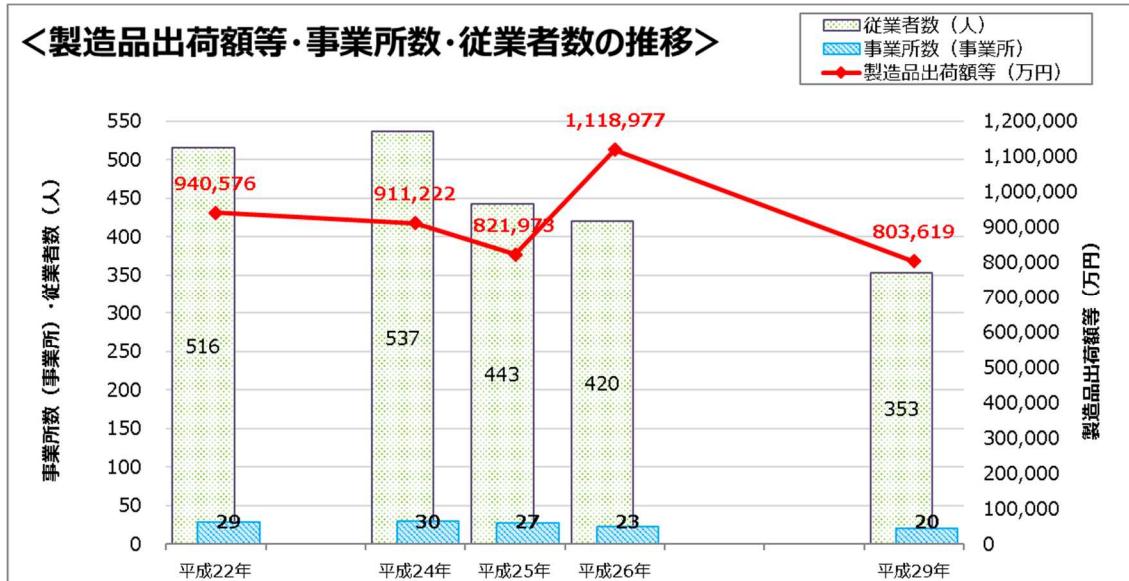
## 4. 製造業

～製造業は従業者数・事業所数・製造品出荷額等が減少傾向となっている～

製造業は、平成29年の従業者数が353人で、平成26年に比べ67人(13.04%)減少しており、事業所数は20事業所で平成26年に比べ3事業所(15.95%)減少しました。

また、製造品出荷額等は80億3,619万円で、平成26年に比べ31億5,358万円(28.18%)減少し、そのうち繊維業が23億8,320万円減少しました。

図 製造品出荷額等・事業所数・従業者数の推移



資料：各年12月31日現在（工業統計調査）

表 業種別製造品出荷額等の推移

	製造品出荷額等(万円)				
	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
総数	940,576	911,222	821,973	1,118,977	803,619
食料品	262,934	243,202	249,070	240,548	229,620
飲料・飼料・たばこ	X	X	X	X	X
繊維	528,841	493,450	416,272	705,355	467,035
木材・木製品	X	X	X	X	X
パルプ・紙	X	X	X	X	X
印刷	X	21,686	X	X	X
石油・石炭	-	X	X	X	X
窯業・土石	32,255	X	X	X	X
生産用機械	X	X	-	-	-
情報通信	X	X	X	X	X
その他	X	X	X	X	X

注 従業者4人以上の事業所に限る ×：数値が秘匿にされているもの -：皆無または定義上該当数字がないもの  
資料：各年12月31日現在（工業統計調査）

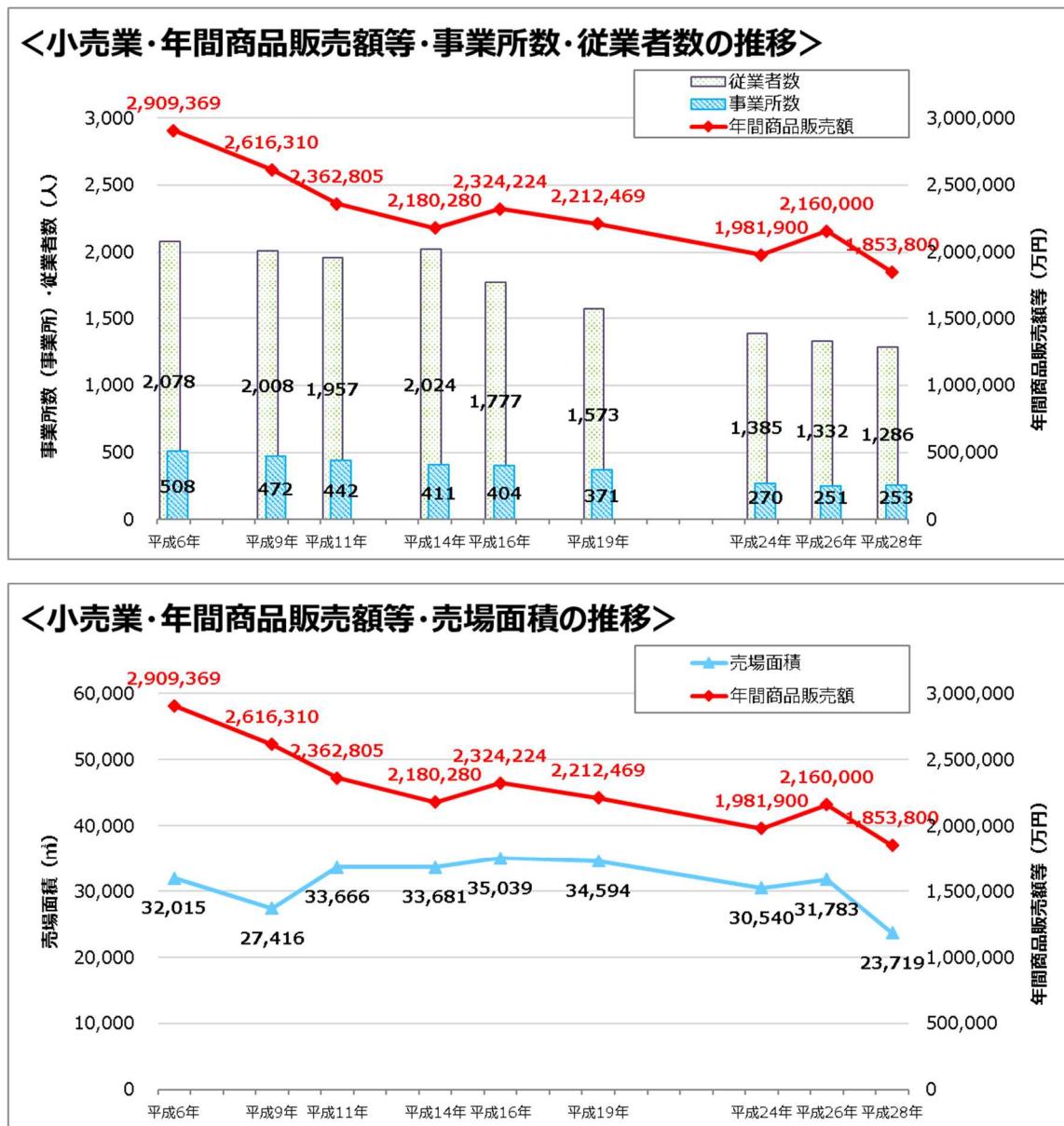
## 5. 小売業

～小売業は事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積が減少傾向となっている～

小売業の平成28年の事業所数は253事業所で、平成6年と比べて255事業所減少し、従業者数も平成28年では1,286人で、平成6年と比べて792人減少しています。

また、平成28年（平成27年1月1日から平成27年12月31日）の年間商品販売額は185億3,800万円で、平成26年（平成25年1月1日から平成25年12月31日）と比べても30億6,200万円減少しています。加えて、平成28年の売場面積は23,719m<sup>2</sup>であり、平成26年の売場面積と比べても8,064m<sup>2</sup>減少しています。

図 小売業の状況



資料： 平成9・14・16・19年の6月1日、平成6・11・26年は7月1日現在（商業統計調査）

平成24年は平成24年2月1日現在（経済センサス・活動調査）

平成28年は平成28年6月1日現在（経済センサス・活動調査）

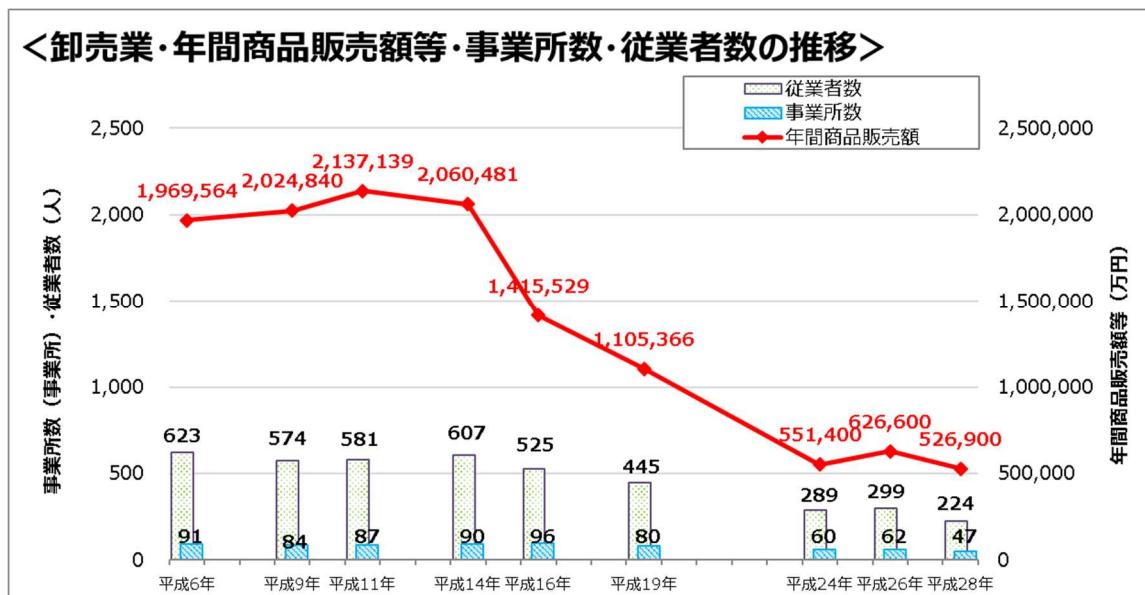
## 6. 卸売業

～卸売業は事業所数・従業者数・年間商品販売額が減少傾向となっている～

卸売業の平成28年の事業所数は47事業所で、平成6年と比べて44事業所減少し、従業者数も平成28年では224人で、平成6年と比べて399人減少しています。

また、平成28年（平成27年1月1日から平成27年12月31日）の年間商品販売額は52億6,900万円で、平成26年（平成25年1月1日から平成25年12月31日）と比べても9億9,700万円減少しています。

図 卸売業の状況



資料： 平成9・14・16・19年の6月1日、平成6・11・26年は7月1日現在（商業統計調査）

平成24年は平成24年2月1日現在（経済センサス・活動調査）

平成28年は平成28年6月1日現在（経済センサス・活動調査）

## 7. 観光

### ～本市は、丹後観光の中核的役割をなしている～

丹後地域の観光入込客数についてみると、平成29年時点において、本市は年間約300万人と、丹後地域全体の約5割を占めています。観光消費額に関しても約94億円と、丹後地域全体の約5割を占めているため、本市は丹後観光の中核をなしているといえます。

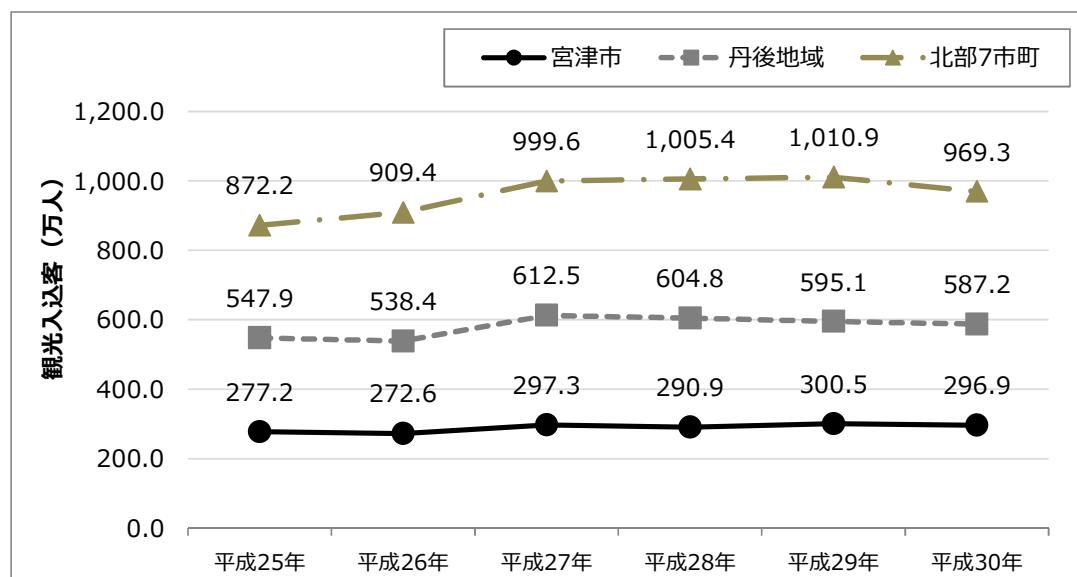
一人あたり消費額は約3,200円/人で、京都市の一人あたり消費額と比較すると1/7程度の数字となっています。なお、丹後地域で比較すると、伊根町の約3,700円/人に続く高い数字となっています。

ここ5年間の観光入込客数についてみると、本市へは、毎年、約280万人前後の観光客が訪れていますが、そのうち約50万人が宿泊客、約230万人が日帰り客となっており、京阪神地域からの日帰り観光地という性格を持っていることが伺えます。

本市の観光資源としては、日本三景の一つである天橋立のほか、平成28年に新たに史跡として選定された成相寺旧境内や、城下町の面影を残す宮津市街地に点在する社寺や史跡等の歴史資源などがあります。

また、近年では、道の駅など観光拠点の整備や、重要文化的景観、日本遺産や世界で最も美しい湾クラブなど、価値付けの取り組みも進めてきました。

図 観光入込客数推移（宮津市・丹後地域、北部7市町）



資料：宮津市統計書

## 第4節 土地利用の状況

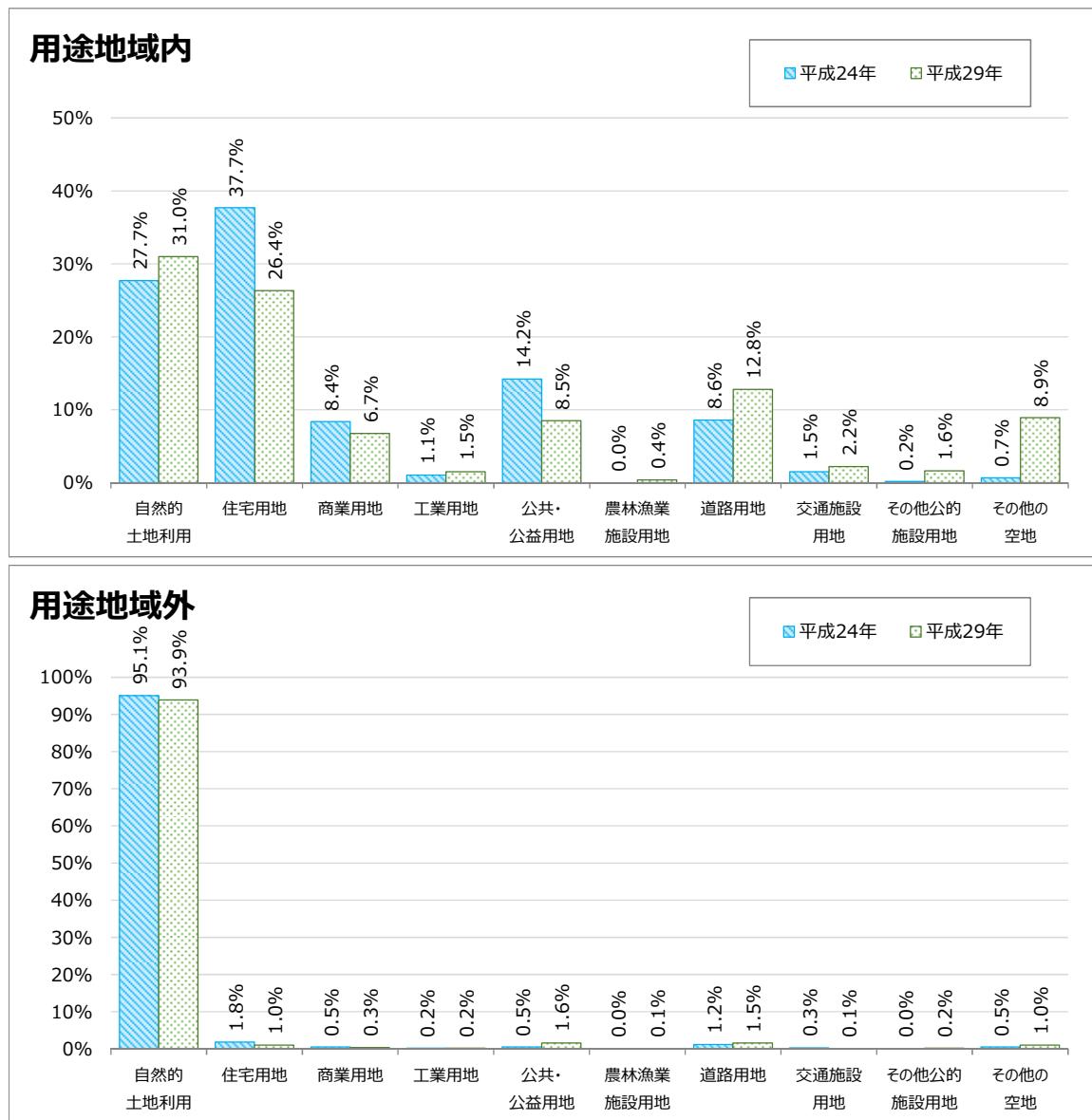
### 1. 土地利用用途の推移

～用途地域内で自然的土地利用が増加し、用途地域外で自然的土地利用が減少している～

用途地域内の土地利用は、平成 29 年の自然的土地利用の割合が全体の 31.0%で、平成 24 年と比べて 3.3%増加しています。

一方、用途地域外の土地利用は、平成 29 年の自然的土地利用の割合が全体の 93.9%で、平成 24 年と比べて 1.2%減少しています。

図 土地利用用途の推移



資料： 平成 24 年都市計画基礎調査・平成 29 年都市計画基礎調査

## 2. 土地利用構成の地区別比較

～宮津地区、府中地区、日置地区で都市的土地区域の比率が高い～

都市的土地区域が市全体の7.9%を上回る地区は、宮津地区17.9%、府中地区16.5%、日置地区19.7%、吉津地区13.1%、栗田地区7.9%の5地区となっており、上宮津地区、由良地区及び北部の4地区で下回っています。

また、住宅用地、商業用地、工業用地の合計が市全体の31.3%を上回る地区は、宮津地区43.7%、由良地区43.4%、吉津地区39.0%、日ヶ谷地区38.1%、府中地区35.4%、上宮津地区31.7%の6地区となっています。

図 地区別土地利用構成

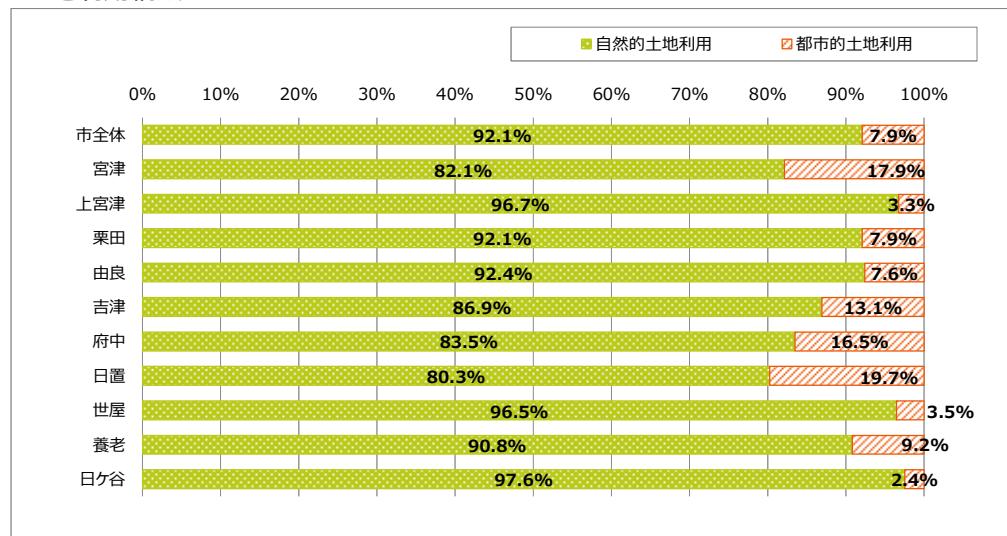
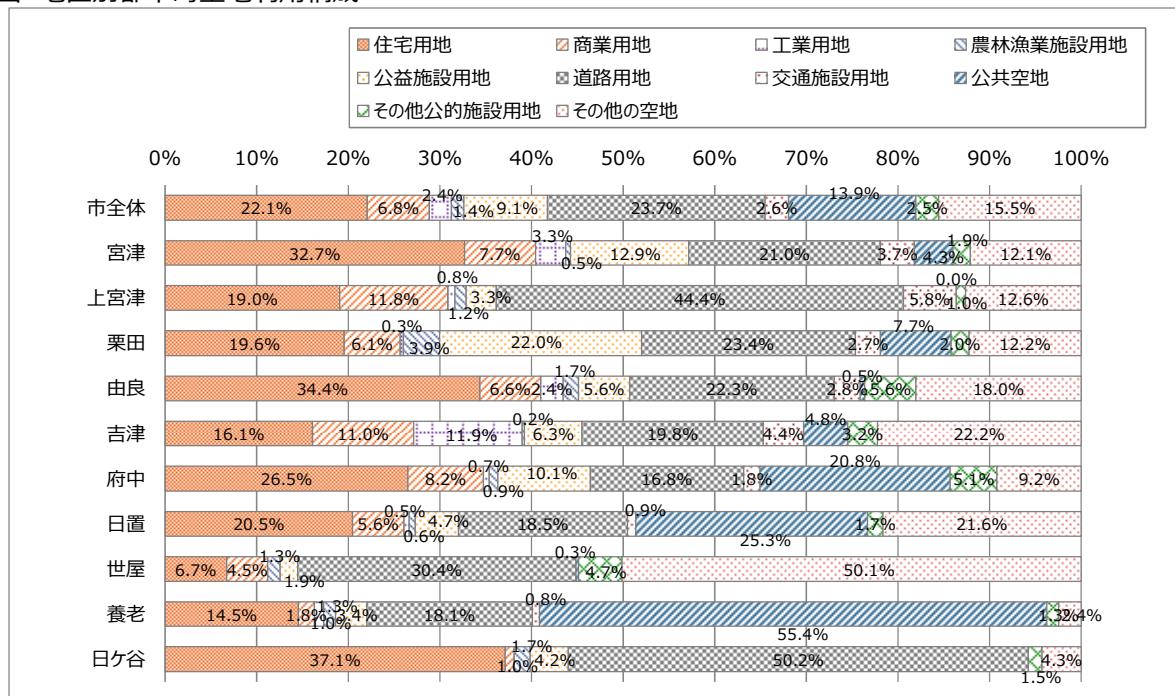


図 地区別都市的土地区域構成



資料： 平成29年都市計画基礎調査

### 3. 公共空地と低未利用地（その他の空地）の状況

～利用可能な土地が多くあると考えられる～

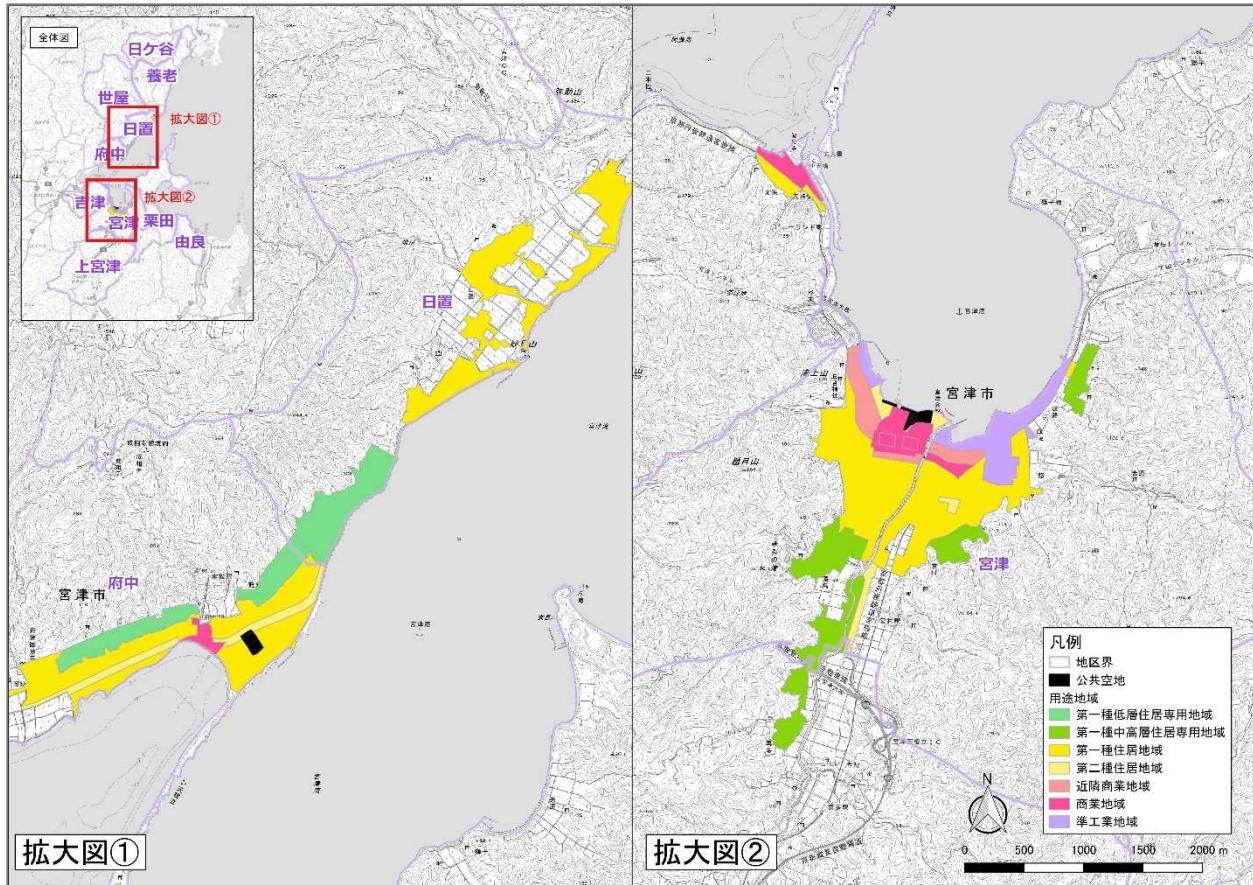
用途地域内の憩い空間である「公共空地」（公園・緑地、広場、運動場、墓園）の占める割合は、全体の 0.9% となっています。

一方、用途地域内の低未利用地である「その他の空地」（平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置き場等）、ゴルフ場）の占める割合は、全体の 8.9% となっており、利用されていない土地が多くあると考えられます。

表 用途地域内土地利用構成

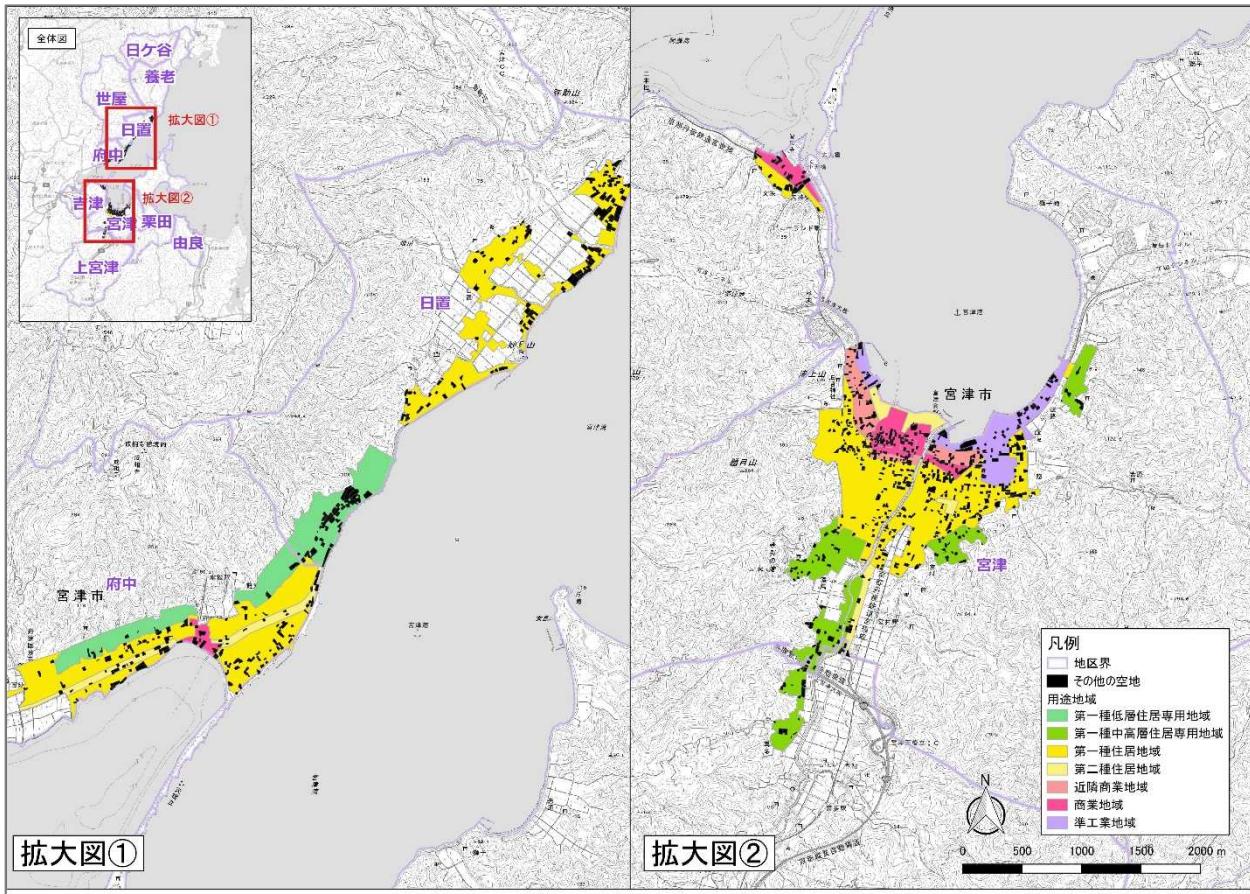
	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域内 合計	用途地域外 合計	宮津市 合計
自然的土地利用	81.9%	26.8%	28.8%	20.4%	1.3%	3.3%	5.4%	31.0%	93.9%	92.1%
住宅用地	2.7%	39.7%	31.0%	12.2%	40.0%	16.9%	24.5%	26.4%	1.0%	1.7%
商業用地	2.9%	0.8%	4.7%	8.0%	16.7%	34.2%	10.1%	6.7%	0.3%	0.5%
工業用地	0.0%	0.8%	0.5%	1.0%	0.6%	0.0%	17.2%	1.5%	0.2%	0.2%
公益施設用地	0.8%	8.5%	9.3%	14.2%	6.7%	3.8%	3.1%	7.6%	0.5%	0.7%
農林漁業施設用地	0.2%	0.6%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%	0.1%
道路用地	4.6%	14.8%	11.0%	25.9%	20.9%	21.6%	15.9%	12.8%	1.5%	1.9%
交通施設用地	0.0%	0.0%	2.0%	0.9%	1.2%	5.5%	11.2%	2.2%	0.1%	0.2%
公共空地	0.0%	0.0%	0.7%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	1.1%	1.1%
その他公的施設用地	0.2%	1.1%	2.5%	0.0%	0.2%	1.0%	1.3%	1.6%	0.2%	0.2%
その他の空地	6.8%	6.9%	9.0%	7.1%	12.4%	13.8%	11.2%	8.9%	1.0%	1.2%

図 用途地域内「公共空地」位置図



資料： 平成 29 年都市計画基礎調査  
「公共空地」公園・緑地、広場、運動場、墓園

図 用途地域内「その他の空地」位置



資料： 平成 29 年都市計画基礎調査

「その他空地」平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置き場等）、ゴルフ場

## 第5節 都市基盤整備状況

### 1. 交通

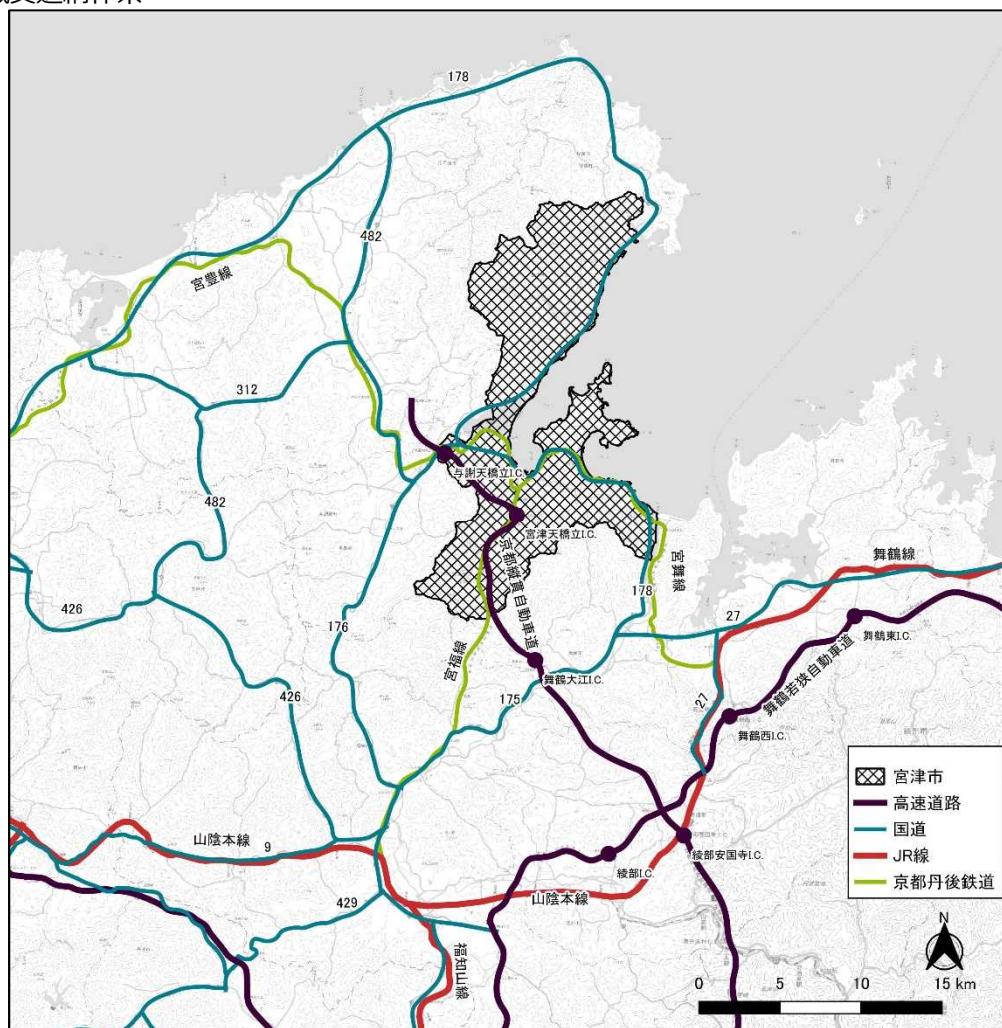
~本市は、丹後地域の玄関口としての役割を果たしている~

本市は、京都府北部の丹後地域の南東端に位置し、京阪神からの玄関口に位置しています。

北近畿の主要都市を結ぶ京都丹後鉄道が、本市と福知山市、舞鶴市、兵庫県豊岡市を結んでいます。また、福知山市から大阪、京都へJR線が連絡しており、概ね2時間半程度で両都市に連絡しています。

高速道路体系としては、平成27年7月18日に京都縦貫自動車道が全線開通し、京阪神への交通時間距離が短縮されています。なお、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）が京都縦貫自動車道に連絡する形で整備が進められており、今後但馬地方や鳥取県東部との広域的なネットワークが形成されると期待されます。

図 広域交通網体系



## ～沿岸をはしる国道 176 号、178 号が道路体系の骨格を形成している～

宮津市の道路状況としては、海岸線に沿って、市内の各地を結ぶ幹線道路として国道 178 号と 176 号が整備されており、そこへ各集落を結ぶ府道、市道が連絡しています。

また、都市計画道路については、適宜見直しを図っており、現在は下表のとおりとなっています。

図 宮津市交通網体系

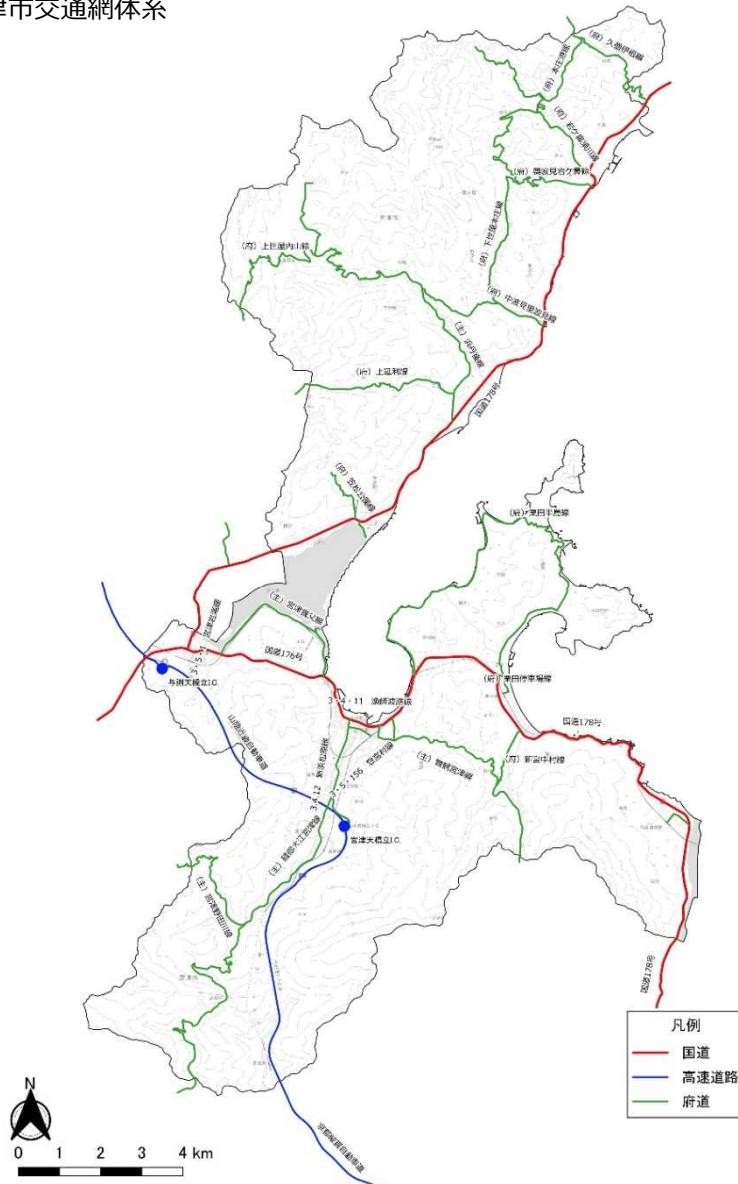


表 宮津市都市計画道路

番号	路線名	延長	幅員
1・3・1	京都縦貫自動車道綾部宮津線	約7,140m	22m
1・4・2	鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線	約7,920m	19m
3・4・11	漁師波路線	約2,840m	16m
3・4・12	新浜松原線	約2,130m	16.5m
3・4・16	須津野田川線	約1,320m	18m
3・5・1	宮津岩滝線	約3,790m	12m
3・5・13	本町宮津停車場線	約550m	15m
3・5・156	惣宮村線	約1,400m	12m
3・6・152	島崎本町線	約260m	8m
3・6・153	波路惣線	約970m	8m

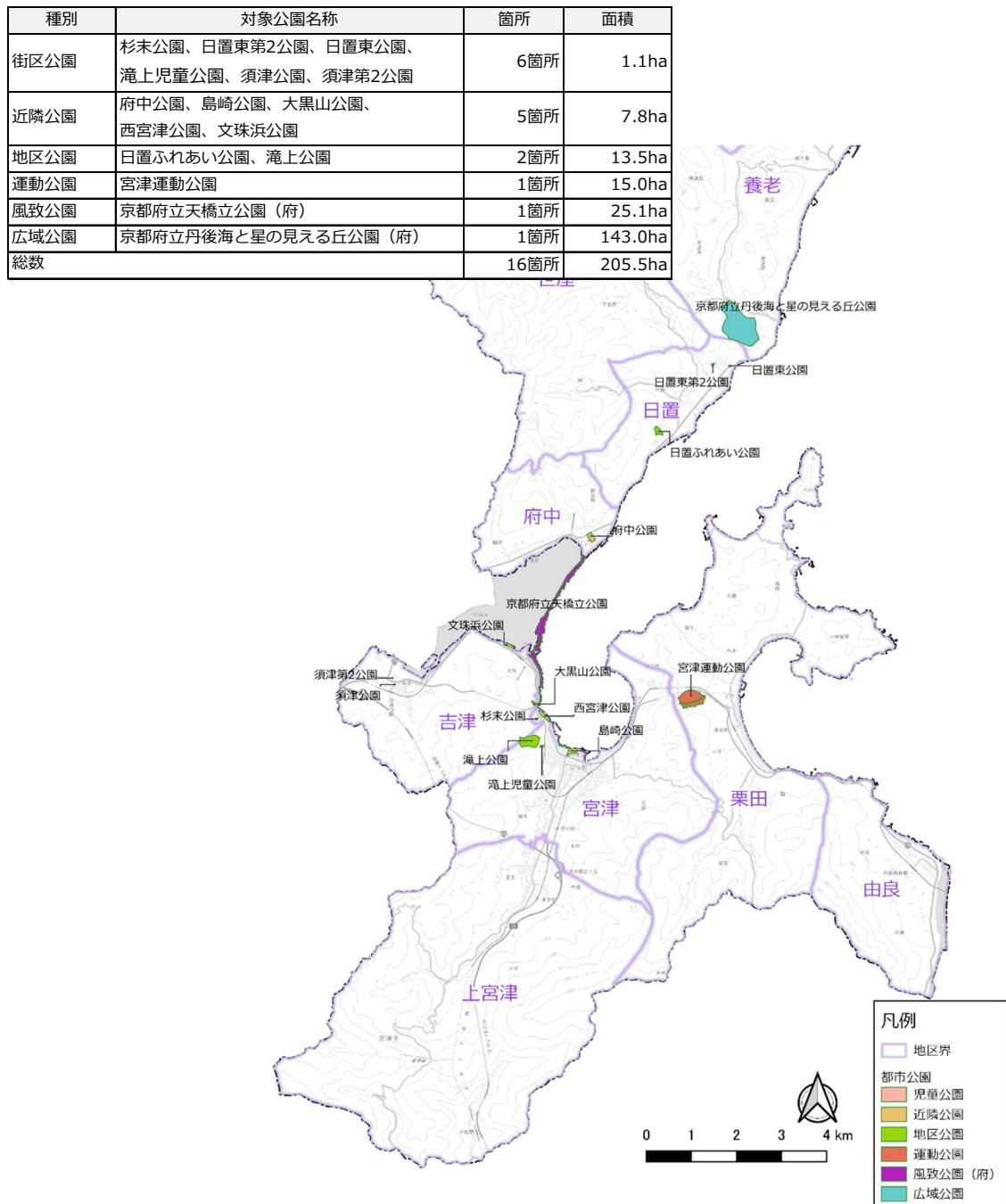
資料：宮津市

## 2. 都市公園

~本市の都市公園は合計 14箇所、総面積は 37.4ha~

本市が設置した都市公園は街区公園 6 箇所、近隣公園 5 箇所、地区公園 2 箇所、運動公園 1 箇所の合計 14 箇所あり、合計で 37.4ha の面積となります。また、京都府設置の公園が 2 箇所あり、市全体の都市公園は 16 箇所、205.5ha となっています。

図 宮津市都市公園配置図



### 3. 上下水道

#### ～下水道計画区域のうち面積整備率は約9割整備されている～

水道の状況についてみると、上水道と簡易水道により、市内のはば全世帯への給水が行われています。下水道についてみると、湾奥部と阿蘇海周辺を中心に、宮津湾流域下水道の計画区域が指定されており、平成29年度末で、全体計画区域のうち面積に対する整備率は、約88.5%整備されています。

表 水道の状況

区分 年度	施設数	給水人口 (人)	給水総量 (m <sup>3</sup> )	有収水量 (m <sup>3</sup> )	有収水量比 (%)	1日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	1人1日平均配水量 (l)	普及率 (%)
平成25年度	8	14,526	2,156,364	1,960,998	90.94	5,373	370	100.00
平成26年度	8	14,250	2,096,345	1,904,320	90.84	5,217	366	100.00
平成27年度	8	13,968	2,082,112	1,889,654	90.76	5,163	370	100.00
平成28年度	8	13,638	2,040,092	1,838,531	90.12	5,037	369	100.00
平成29年度	8	13,396	2,116,783	1,812,178	85.61	4,965	371	100.00

表 簡易水道の状況

区分 年度	施設数	給水人口 (人)	給水総量 (m <sup>3</sup> )	有収水量 (m <sup>3</sup> )	有収水量比 (%)	1日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	1人1日平均配水量 (l)	普及率 (%)
平成25年度	14	5,005	672,070	615,932	91.65	1,687	330	99.96
平成26年度	14	4,904	659,434	604,173	91.62	1,655	331	99.96
平成27年度	14	4,873	672,134	615,616	91.59	1,682	338	99.96
平成28年度	13	4,897	661,680	603,122	91.15	1,652	339	99.96
平成29年度	11	4,807	725,544	620,498	85.52	1,700	354	99.96

表 公共下水道の状況

区分 年度	全体計画		現況				整備率	
	計画人口 (千人)	計画面積 (ha)	処理人口 (千人)	処理面積 (ha)	水洗便所取付戸数 (戸)	普及率 (%)	人口 (%)	面積 (%)
平成24年度	13.7	478	12.5	396	4,259	62.0	91.2%	82.8%
平成25年度	13.7	478	12.5	407	4,282	64.0	91.2%	85.1%
平成26年度	13.7	478	12.4	411	4,432	64.5	90.5%	86.0%
平成27年度	12.9	503	12.4	417	4,549	65.5	96.1%	82.9%
平成28年度	12.9	503	12.4	429	5,776	67.0	96.1%	85.3%
平成29年度	12.9	503	12.5	445	4,757	68.6	96.9%	88.5%

資料：宮津市統計書

# 第 3 章

## 地域別の現況と地域特性

第 1 節 地域区分 .....	1
第 2 節 地域別の現況 .....	2
第 3 節 地域別の特性 .....	5

# 第3章 地域別の現況と地域特性

## 第1節 地域区分

本市は、市街地地域、天橋立周辺地域、橋北地域、東部地域の4つに大別されます。それぞれの地域の現況と地域特性は以下のとおりです。

### 〈地域設定の考え方〉

#### 【市街地地域】

- 宮津地区は、全市人口の半数近くを占め、他の地区と比較して都市集積度が突出して高くなっています。
- 上宮津地区は、宮津地区と大手川により一体的な地形条件下にありますが、土地利用状況が宮津地区と大きく異なるほか、大江山を中心とした中山間地域としての性格がみられます。

#### 【天橋立周辺地域】

- 府中地区と文珠地区は天橋立て繋がっており、天橋立という観光拠点をベースに同様の交流系施設が立地しているほか、与謝野町を含めると、阿蘇海を囲む一体的な地域としての性格を有しています。

#### 【橋北地域】

- 日置、世屋、養老、日ヶ谷の各地区は、地形的に中山間地として同様の地勢条件下にあります。日置地区には、用途指定が行われ、海岸にリゾートマンションが立地するなどリゾート地としての性格も持ちはますが、大半は農村集落で形成されています。

#### 【東部地域】

- 栗田地区と由良地区は若狭湾に面する地区であるとともに、海岸線に市街地が展開するなど土地利用状況が似通っています。

図 地域区分



## 第2節 地域別の現況

地域別の地形、土地利用状況、交通状況、法的規制、人口状況、産業状況は、以下のとおりです。

### 1. 市街地地域

#### (1) 宮津地区

地形	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 標高10m 以下の低地が、全体の4.1%を占めるが、その大半が大手川の周囲にまとまって平地を形成している</li> <li><input type="radio"/> 宮津湾の湾奥部にある</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全市の建物用地のうち、4割近くが当該地区に集中しており、宮津市の中心市街地を形成している</li> <li><input type="radio"/> 地区の約 5 %が建物用地となっている</li> <li><input type="radio"/> 市街地は、宮津湾沿いに東西に形成されている</li> </ul>
交通状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 地区の広域幹線道路としては、国道176号と178号が東西に、主要地方道綾部大江宮津線が南北に連絡する</li> <li><input type="radio"/> 国道178号、176号を主軸に、直交するように区画道路が市街地内に形成されている</li> <li><input type="radio"/> 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善</li> <li><input type="radio"/> 鉄道駅は京都丹後鉄道宮津駅・宮村駅</li> </ul>
法的規制	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 非線引都市計画区域</li> <li><input type="radio"/> 宮津湾周辺が商業系と工業系用途に、その周囲が住居系用途に指定されている</li> <li><input type="radio"/> 西側山間部が国定公園に指定</li> <li><input type="radio"/> 景観計画区域（市街地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン）</li> </ul>
人口状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全市人口の半数近く（約49%）を占める</li> <li><input type="radio"/> 人口、世帯数共に減少（平成29年（2017）までの5年間 -734人（-7.5%）、-74世帯（-1.7%））</li> </ul>
産業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全市の事業所の半数以上が当該地区にある</li> </ul>

#### (2) 上宮津地区

地形	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 大半が山地となっており、市内でもっとも高い大江山（763m）を擁する</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 平地の大半は農地として利用されており、集落が点在する</li> </ul>
交通状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善</li> <li><input type="radio"/> 鉄道駅は京都丹後鉄道辛皮駅、喜多駅</li> <li><input type="radio"/> 令和2年（2020）4月から、地域の皆さんの協力により、公共交通空白地有償運送を実施</li> </ul>
法的規制	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 非線引都市計画区域</li> <li><input type="radio"/> 地区内に農振農用地の指定あり</li> <li><input type="radio"/> 地区北端の用地等に住居系の用途が指定されている</li> <li><input type="radio"/> 山間部が国定公園に指定</li> </ul>
人口状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全市人口の6.0%を占める</li> <li><input type="radio"/> 人口、世帯数共に減少（平成29年（2017）までの5年間 -155人（-12.4%）、-30世帯（-5.3%））</li> </ul>
産業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全市農家数の1割を占める</li> </ul>

## 2. 天橋立周辺地域

地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域全体の1割以上が標高5m未満と比較的標高が低く、府中と須津にまとまと平地がみられる</li> <li>○ 地域の中央には、特別名勝の天橋立があり、それにより閉鎖性水域阿蘇海が形成されている</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市の建物用地のうち、当地域は約2割を占めている</li> <li>○ 本市の中央部に、与謝野町が挟まれるように位置するが、本市の須津の市街地と連たんしている</li> </ul>
交通状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の広域幹線道路の国道176号は、須津で別れ福知山方面をむすび、国道178号が、橋北地域をむすぶ</li> <li>○ 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善</li> <li>○ 山陰近畿自動車道与謝天橋立IC開業</li> <li>○ 鉄道駅は京都丹後鉄道天橋立駅・岩滝口駅</li> </ul>
法的規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非線引都市計画区域</li> <li>○ 天橋立両端の市街地部分に商業系と住居系の用途が指定されている</li> <li>○ 天橋立両岸部を中心に、海域と山間部等が国定公園に指定</li> <li>○ 景観計画区域（俯瞰景観重点ゾーン他）</li> </ul>
人口状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市人口の18.4%を占める</li> <li>○ 人口、世帯共に減少（平成29年（2017）までの5年間 -298人（-8.1%）、-12世帯（-0.8%））</li> </ul>
産業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 天橋立を中心に、観光サービス系の産業が集積</li> </ul>

## 3. 橋北地域

地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域全体の3/4が標高100m以上で、ほとんど中山間地域となっており、600m級の山々が連なる</li> <li>○ 丹後半島の根元にある</li> <li>○ 地域の東は、南北にゆるやかな海岸線が続くが、山地が迫っており、平地は日置地区に集中している</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市の建物用地のうち、当地域は約2割を占めており、日置に一部集中しているものの、そのほとんどが、中山間地に分散している</li> <li>○ 地域の8割以上が山林で、建物用地は地域全体の2%程度となっている</li> <li>○ 日置の海岸部にはリゾートマンション8棟が建設されている</li> </ul>
交通状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善</li> <li>○ 地域の広域幹線道路は、国道178号が南北に連絡する</li> <li>○ 令和2年（2020）4月から、地域の皆さんの協力により、公共交通空白地有償運送を実施</li> </ul>
法的規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非線引都市計画区域</li> <li>○ 日置地区の集落を形成しているエリアに、住居系用途が指定されている</li> <li>○ 地区内に農振農用地の指定あり</li> <li>○ 日置地区のみ景観計画区域（市街地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン）</li> </ul>
人口状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市人口の10.2%を占める</li> <li>○ 人口、世帯共に減少（平成29年（2017）までの5年間 -256人（-12.0%）、-58世帯（-6.0%））</li> </ul>
産業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市の農家数の約1/3を占める</li> <li>○ 全市の漁業従事者数の約4割を占め、3t以上の漁船を所有する割合も高い</li> </ul>

## 4. 東部地域

地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標高10m 以下が、全体の9.7%あるが、そのほとんどが、海岸線近くに細く形成されている</li> <li>○ 比較的まとまった平地は栗田湾岸部と由良川河口付近のみにみられる</li> <li>○ 地域の北部は、半島を形成しており、入り組んだリアス式海岸となっている</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市の建物用地のうち、当地域は約2割を占め、栗田湾岸部と由良川河口の低地に集中している</li> <li>○ 半島の大半は、山林となっている</li> </ul>
交通状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の広域幹線道路は、国道178号が由良、栗田地区を周辺と連絡している</li> <li>○ 鉄道駅は、京都丹後鉄道丹後由良駅、栗田駅</li> <li>○ 令和2年（2020）10月から、地域の皆さんの協力により、公共交通空白地有償運送を実施</li> </ul>
法的規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非線引都市計画区域</li> <li>○ 用途指定はなし</li> <li>○ 地区内に農振農用地の指定あり</li> <li>○ 沿岸及び栗田半島などが国定公園に指定</li> </ul>
人口状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市人口の16.2%を占める</li> <li>○ 人口、世帯共に減少（平成29年（2017）までの5年間 - 400人（-11.9%）、-17世帯（-1.2%））</li> </ul>
産業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市の農家数の約1/3を占める</li> <li>○ 全市の漁業従事者数の約4割を占め、大型定置網と海面養殖等を行っている</li> </ul>

## 第3節 地域別の特性

### 1. 市街地地域

#### (1) 宮津地区

##### ○ 「城下町」「港町」としての歴史的背景と文化を持つ地区

本地区は、かつては城下町、港町として栄え、今日の市街地基盤が築かれており、一部にはその名残があります。また、北前船の寄港地として栄えた歴史から、平成29年（2017）には日本遺産の認定を受けています。

今後は、天橋立周辺の府中地区、文珠地区に引き続き、重要文化的景観の選定を目指していきます。

##### ○ 丹後観光の玄関口地区

本地区は、京都丹後鉄道により、福知山、舞鶴、豊岡方面を結ぶほか、国道176号、178号、312号が丹後地域各地を結び、さらに、京都縦貫自動車道（綾部宮津道路）の開通により、丹後地域の京阪神都市圏からの玄関口、また、京都丹後鉄道宮津駅の周辺地区を中心に、丹後観光の広域観光情報・交通の拠点としての役割が期待されます。

平成27年（2015）には、観光交流センターの整備に合わせ、道の駅の登録も受けており、まちなか観光の拠点としても期待されます。

##### ○ 丹後地域の都市的サービス拠点地区

本地区は、丹後地域の中で、最大の都市的サービス機能が集積した地区であり、今後も丹後地域の都市的サービス拠点地区としての役割が期待されます。

#### (2) 上宮津地区

##### ○ 大江山連峰及び杉山山系の森林・レクリエーション地帯

宮津中心市街地の南部に展開する当地区は、西部の大江山連峰及び東部の杉山山系の広大な森林地帯となっており、スギ、ヒノキ等の育林を行なっている。

また、レクリエーションの場となっており、登山等の愛好者が多数訪れています。

##### ○ 山間平地部に広がる田園地帯

大江山連峰、杉山山系の間には、南北に細長い田園地帯が広がっています。農業経営は水稻を中心ですが、一部に花きや山の芋等の生産が行われています。近年は、わさびの栽培にも取り組んでいます。

## ○ 宮津中心市街地との連携が強化される地区

京都丹後鉄道により、福知山と宮津を結ぶルート上に当地区が位置し、2つの駅が設置されています。また、京都縦貫自動車道（綾部宮津道路）の整備に伴い、宮津地区に通じる幹線道路が整備されるなど、中心市街地との連携が強化されています。

# 2. 天橋立周辺地域

## (1) 府中・文珠地区

### ○ 「日本三景」の一つ「天橋立」を中心とする観光拠点地区

日本三景の一つにあげられる「天橋立」は、特別名勝に指定され、古くより多くの来訪者を迎えており、現在は年間約300万人の観光客を吸引しています。天橋立の南部の文珠地区と北部の府中地区には、ホテル、旅館、土産物店等が連なる観光街区が形成されています。

また、平成25年（2013）から取り組まれている、海の京都事業をきっかけに、外国人観光客の増加も見られます。

なお、平成26年（2014）には府中地区が、平成27年（2015）には文珠地区が重要文化的景観の選定を受けており、景観上の価値が高い地域です。

### ○ 丹後地域の歴史文化の拠点地区

丹後地域は、古代日本の歴史以前に発展した地域として位置づけられており、「丹後王国論」を展開する著名な歴史学者もいます。

その丹後地域の中で、この地域には古代丹後の政治や文化の中心であった府中地区があり、古代以来の歴史的社寺や建造物等も多数存在し、古代の歴史マンをかき立てる丹後地域の拠点地区の一つとして位置づけられます。

## (2) 須津地区

### ○ 国道176号、178号の交差する西の玄関口

須津地区は、国道176号と178号が交差し、市街地地域と橋北地域、丹後地域の各市町を連絡する位置にあります。また、平成23年（2011）3月に供用開始された山陰近畿自動車道の与謝天橋立ICがあり、交通の結節点となっています。

観光振興などにおいては、丹後地域の各市町との連携が必要と考えられ、観光関連の情報提供、発信などの役割が期待されます。

### ○ 与謝野町と連たんする地域

須津地区は、本市の間に挟まれた与謝野町と連たんした地域となっており、市民同士の交流、連携が行われています。

### 3. 橋北地域

#### ○ 田園環境と山村環境が織りなす豊かな環境を持つ地域

宮津湾の西北部に展開する当地域は、広大な山村地域と田園地域が展開し、豊かな環境を持つ地域です。

#### ○ 豊かな環境の中に展開するリゾート地域

橋北地域は、その豊かな山村的・田園的環境を活かしてリゾート開発が進められてきています。ゴルフ場のほか、日置地区、里波見地区では「丹後海と星の見える丘公園」が整備されており、また、宮津湾に面した田園的環境の一画には、リゾートマンション群が展開してきました。近年では、時代の変化に合わせて、グランピング施設が展開される傾向にあります。

地元住民を中心に、観光交流事業が進められており、定置網の体験などの取り組みが観光客の増加につながっています。

### 4. 東部地域

#### ○ 農業と漁業、海浜レクリエーションの複合地区

東部地域は、由良地区から栗田半島にかけて展開しており、海岸線のきれいな若狭湾に面しています。

農業と漁業を中心に、海水浴や釣りを中心とした観光需要に対応した複合地区として展開しており、近年では、マリンスポーツの拠点として、都市部から多くの若者も訪れています。

#### ○ 京都北部の母なる川「由良川」の河口部に位置

東部地域の由良地区は、京都北部地域の母なる川「由良川」の河口部に位置しており、古くは由良川を活用した舟運とも関連して発展してきました。

このため、由良川中上流域の各地域との連携によるまちづくりも考えられる地区でもあります。

# 第 4 章

## 将来目標

第 1 節 まちづくりの理念と目標 .....	1
第 2 節 将来フレームの検討 .....	4

# 第4章 将来目標の設定

## 第1節 まちづくりの理念と目標

【理念】

### 共創

行政だけでなく、市民の皆さんや地域の各種団体、企業、宮津市に関心があり関わりを持つ人など、様々な立場で宮津市に関わる人たち(みんな)が一緒に話し合い、知恵を絞り、共に力を合わせて創り上げる

目標 < 宮津市の目指す将来像 >

共に創る みんなが活躍する 豊かなまち“みやづ”

【重点プロジェクト】

【エリア連携構想】

若者が住みたい  
まちづくり  
プロジェクト

宮津の宝を育む  
チャレンジ  
プロジェクト

【将来像の実現に向けた 5 つのテーマ別戦略】

基本方針

地域経済力が高まるまちづくり

住みたい、  
住み続けたい  
まちづくり

安全・安心に生活でき、環境にやさしい  
まちづくり

健康でいきいきと  
幸せに暮らせる  
まちづくり

ふるさとを大切に  
学びを深める  
まちづくり

【将来像の実現に向けた 5 つの視点】

市民協働

Society  
5.0

S D G s

ウイズ/ポスト  
コロナ

健全な  
行政運営

## 1. まちづくりの理念と目標

本市は、城下町として、また港町として栄え、「縞の財布を空にする」と謳われているように、かつては大いに賑わいを見せ、固有の地域文化を形成しています。

その後、港湾機能が舞鶴港に集中する中で宮津市の港湾都市としての地位の低下が進み、かつての繁栄は影を潜めてきました。

しかし、城下町・港町としての基盤や遺構等が残されており、日本海に面した雄大な自然環境や日本三景の一つ「天橋立」等を中心に、全国から年間約300万人の観光客を集めています。

今後のまちづくりに向けては、これらの歴史的背景や地域特性を生かしながら市民生活を豊かにしていくことを目指します。

一方、我が国では経済の低成長化、少子高齢化等が進む中、地方都市である本市は引き続き、急速な人口減少、少子高齢化の厳しい課題に直面しています。また、近年、頻発している異常気象による災害、世界規模で蔓延した新型コロナウィルス(COVID-19)など、これまでにはなかった新たな課題も増え続けています。

これらの課題を克服し、10年先、20年先も本市が持続していくためには、本市に愛着を持って住み続けてもらうことが重要であり、また、そのためにも、本市特有の魅力を活かした自律的で持続的な社会を創り上げていくことが重要となってきます。

このような背景や状況を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆さんや地域の各種団体、企業、宮津市に関心があり関わりを持つ人など、様々な立場で宮津市に関わる人たち(みんな)が一緒に話し合い、知恵を絞り、共に力を合わせて創り上げる「**共創**」を理念としつつ、第7次総合計画の将来像を継承したまちづくりの目標像を設定します。

### まちづくりの目標像

**共に創る みんなが活躍する 豊かなまち“みやづ”**

## 2. まちづくりの基本方針

### 共に創る 海と文化の交流空間

本マスタープランでは、第7次総合計画の将来像に実現に向けた5つの柱を、まちづくりの基本方針として以下のように設定します。

#### ○ 地域経済力が高まるまちづくり

本市は、港町・城下町として栄え、また、天橋立を代表とする豊かな自然を有するなど、海と固有の文化に象徴される観光交流地であり、基幹産業である観光産業はあらゆる産業が連携する総合産業として、地域経済に大きな影響力を持っています。都市計画においても、観光交流地としての魅力を高めることで全市域のあらゆる産業が連携しながら地域に活力を生む、地域経済力が高まるまちづくりを推進します。

#### ○ 住みたい、住み続けたいまちづくり

これまでに整備してきた公共施設などの都市機能や都市基盤について、有効に活用しながら、長寿命化を進めるなど効率的な運営に努めます。

また、安全・安心な住環境を維持するため、必要に応じて土地利用制度を活用していきます。

#### ○ 安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域特性を踏まえ、災害に強い都市基盤の整備に努め、近年、頻発している異常気象による災害など、これまでにはなかった新たな課題にも柔軟に対応するように努めます。

また、災害リスクの高い地域には、住居を誘導しない土地利用に取り組んでいきます。

#### ○ 健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり

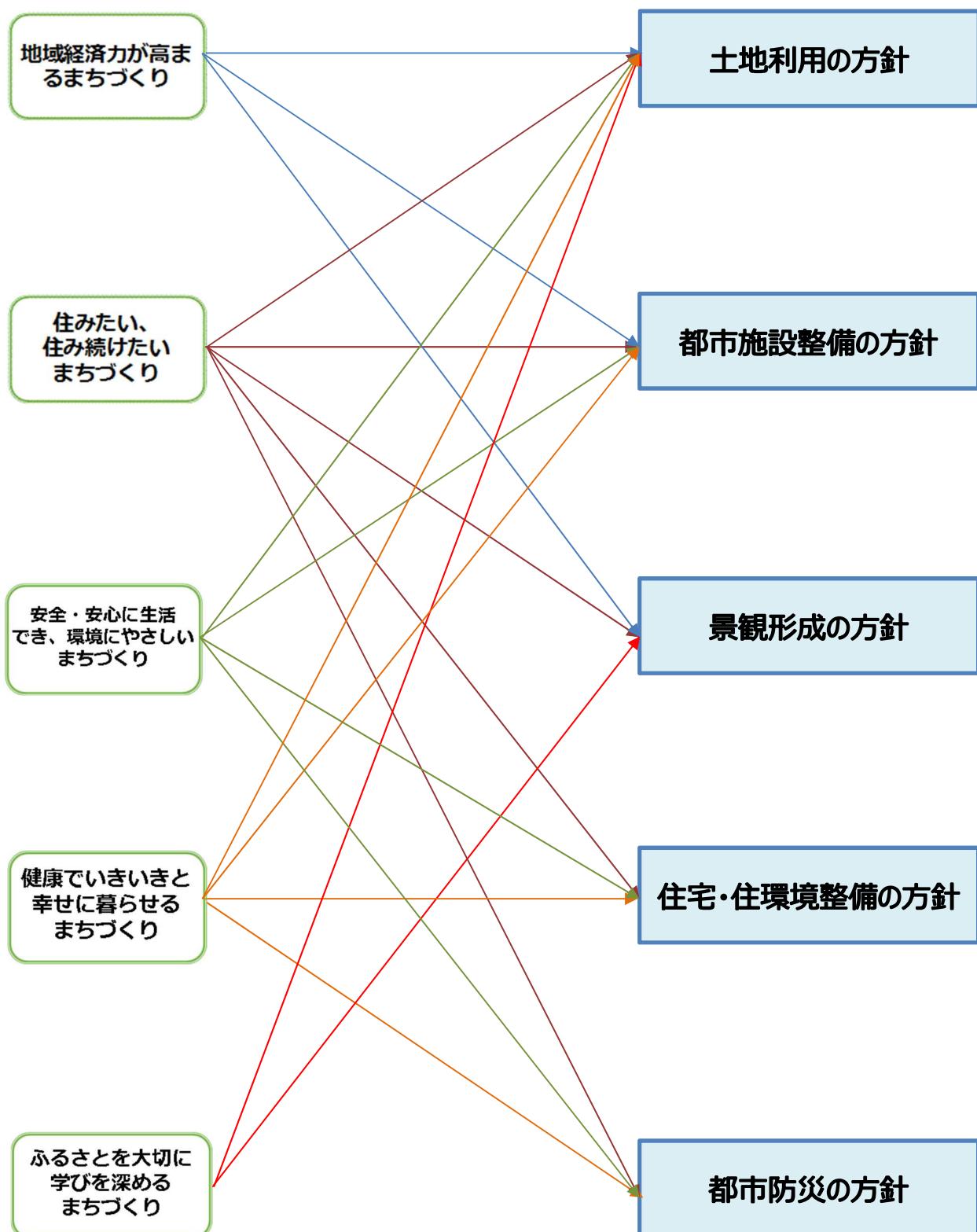
健康でいきいきと幸せに暮らし続けることができるよう、公共施設などの都市機能や都市基盤については、ユニバーサルデザインの考えを原則とし、バリアフリー化に取り組んでいきます。

#### ○ ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり

本市には、日本三景天橋立、大江山、世屋高原など美しい自然や、重要文化財・旧三上家住宅、現役日本最古の教会・カトリック宮津教会など、観光資源や地域資源といった宝溢れる豊穣の地です。これらの宝を後世まで継承していくように、守り育っていくことに取り組んでいきます。

また、学びを深める環境について、土地利用制度の有効な活用を検討していきます。

## 【基本方針と本マスタープランの関連性】



## 第2節 将来フレームの検討

### 1. 定住人口

第7次総合計画においては、令和7年（2025）の定住人口を、15,450人と設定しています。

本マスタープランにおいても、目標年次を令和12年（2030）としていますので、総合計画における考え方を踏まえ14,250人に設定します。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計値は13,664人となっています。

#### 定住人口設定の考え方

- ・少子化、人口減少のなかで、将来に向けて活力を維持発展させていくという観点から、定住人口は現状の確保の設定とします。

### 2. 昼間人口

第7次総合計画では位置づけられていませんが、府内でも高水準であり、関係人口の創出に取り組む本市として、今後も注視する必要があるため、目標設定します。本マスタープランにおいては、令和12年（2030）における昼間人口を15,000人と設定します。

#### 昼間人口設定の考え方

- ・産業等都市活動の尺度となる昼間人口（宮津市で勤める人、就学する人、活動する人）は、関係人口にも影響する人口であり、引き続き維持する必要があります。
- ・生活圏、経済圏の広がりのなかで、近隣市町との連携を深め、宮津市の中核性を高めていくという観点から、流入超過を維持する設定とします。

$$\text{昼間人口} = \text{夜間人口 (常住している人口)} - \text{流出人口} + \text{流入人口}$$

### 3. 観光交流人口

第7次総合計画においては、令和7年（2025）の観光交流人口を、350万人と設定しています。

本マスタープランにおいては、総合計画における考え方を踏まえ、令和12年（2030）における目標人口を370万人と設定します。

#### 観光交流人口設定の考え方

- ・広域的な交流活動の尺度となる観光交流人口（観光などで宮津市を訪れる人）は、近年増加傾向で推移しています。
- ・観光を中心とした集客交流で地域の活力を創出していくという観点から、観光交流人口は増加設定とします。



# 第 5 章

## 全体構想

第1節 都市構造の設定 .....	1
第2節 土地利用の方針 .....	4

# 第5章 全体構想

## 第1節 都市構造の設定

### 共に創る 海と文化の交流空間

「共に創る 海と文化の交流空間」に向けて、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」を設定します。また、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方向等を示す「ゾーン」の形成を図ります。

#### 1. 拠点の設定

- 観光交流地づくりを進めるにあたって、都市機能が集約された地域を「交通結節・中心都市拠点」とし、宮津市中心市街地を位置づけます。この拠点は、観光・交流拠点としての役割と、市民生活を支える都市的サービス拠点としての役割と、交通結節・広域的な都市的サービス拠点としての役割も位置付けます。
- 上記の「交通結節・中心都市拠点」を補完する役割を果たす地域を「広域連携拠点」とし、山陰近畿自動車道与謝天橋立 IC、京都丹後鉄道岩滝口駅周辺に展開する地区を位置づけます。
- 本市の観光入込客の大半を集める、「天橋立」の南北に位置する文珠・府中の両地区を「観光交流拠点」と位置づけます。
- 上記以外の地区においては、それぞれの地域特性に応じた観光集落機能を生かした「地域交流拠点」とし、京都丹後鉄道栗田駅周辺地区、日置・養老地区、上宮津地区及び京都丹後鉄道丹後由良駅周辺地区を位置づけます。

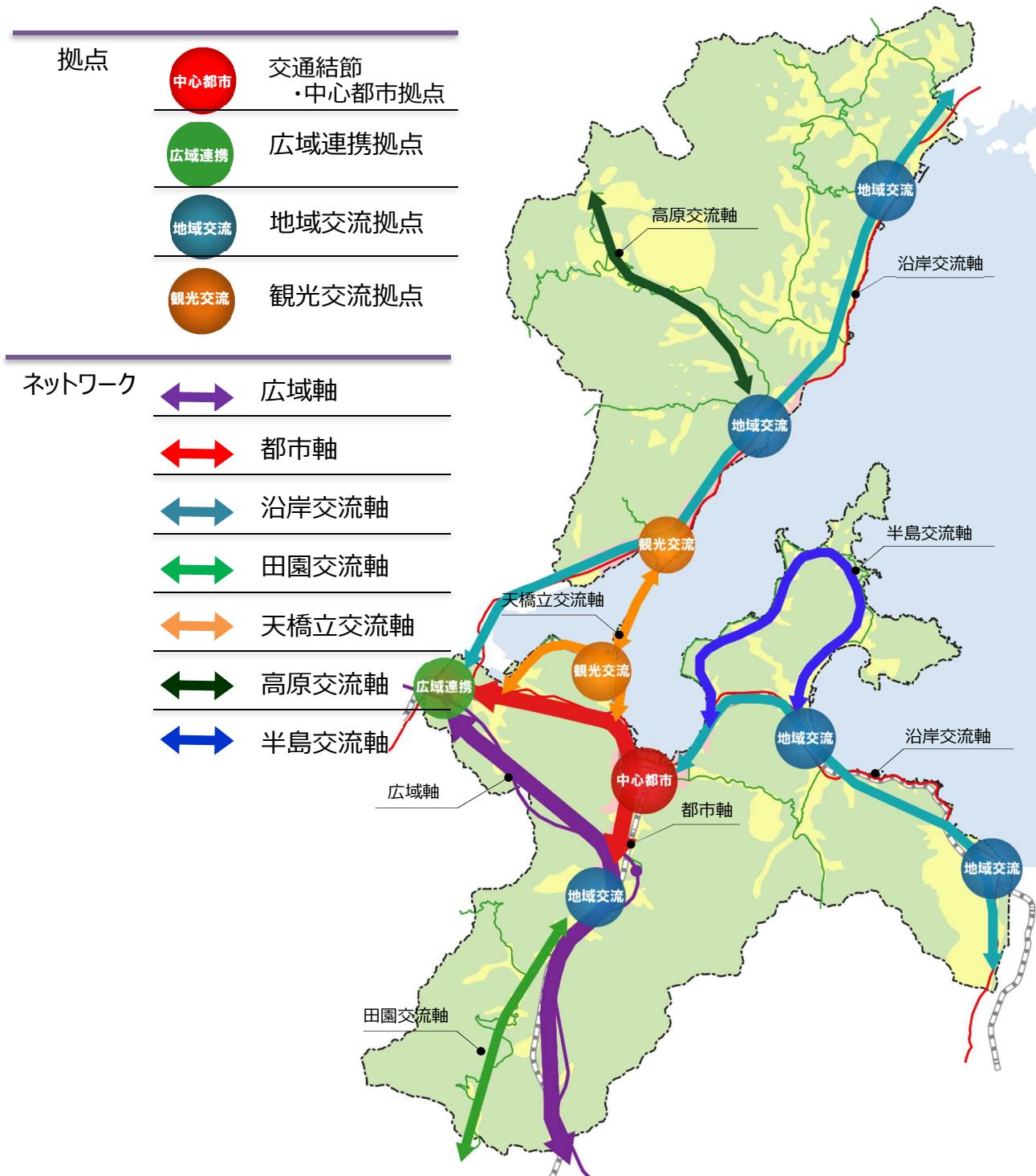
拠 点	拠点の機能
交通結節・中心都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・交流拠点機能（ウォーターフロント、まちなか観光機能等）</li> <li>・都市的サービス機能</li> <li>・丹後観光の玄関口機能（道の駅、観光情報センター機能等）</li> </ul>
広域連携拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮津市の西の玄関口機能</li> <li>・隣接する与謝野町との連携による各種都市的サービス機能</li> </ul>
観光交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光拠点機能</li> <li>・観光市街地機能</li> </ul>
地域交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点機能</li> <li>・観光集落機能</li> </ul>

## 2. 都市軸の設定

- 本市と京阪神都市圏を結ぶほか、京都府北部及び兵庫県北部の各都市と連絡する京都縦貫自動車道及び山陰近畿自動車道を「広域軸」とします。
- 各拠点を連絡する、国道176号、国道178号及び主要地方道綾部大江宮津線を「都市軸」とします。また、「都市軸」のうち、海岸線に沿った都市軸を「沿岸交流軸」、田園を通つていく都市軸を「田園交流軸」とします。
- 交通結節・中心都市拠点と広域連携拠点を連絡する主要地方道宮津養父線と天橋立を「天橋立交流軸」、主要地方道浜丹後線を「高原交流軸」、栗田半島をまわる府道栗田半島線を「半島交流軸」とします。

都 市 軸	都市軸の機能
広域軸	・本市と京阪神地域、その他の都市を連絡
都市軸 (沿岸交流軸・田園交流軸)	・各活拠点を連絡 (都市軸のうち、海岸沿いを通るもの・田園を通るもの)
天橋立交流軸	・交通結節・中心都市拠点、広域連携拠点から天橋立に連絡 ・観光交流軸として各種交流機能を提供
高原交流軸	・森林レクリエーションを中心とした機能を連絡
半島交流軸	・海洋レクリエーションを中心とした機能を連絡

図 都市構造図



## 第2節 土地利用の方針

### 1. ゾーンの設定

- 土地利用の大まかな方向性として、市街地ゾーン、観光市街地ゾーン、東部沿岸ゾーン、北部沿岸ゾーン、南部森林ゾーン、北部森林ゾーン、交流沿岸ゾーン、観光沿岸ゾーン、溝尻集落沿岸ゾーンに大別します。

ゾーン	ゾーンの機能
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内の歴史資源などを活かした個性的な市街地の整備</li> <li>・周辺の自然環境と調和した市街地の計画的な整備</li> </ul>
観光市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内の歴史資源などを活かした個性的な市街地の整備</li> <li>・周辺の自然環境と調和した市街地の計画的な整備</li> <li>・観光交流を重視した市街地の整備</li> </ul>
沿岸ゾーン（東部・北部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全</li> <li>・海洋レクリエーション等交流機能の展開</li> <li>・農業振興に向けた環境の充実</li> <li>・緑豊かなリゾート等交流機能の展開</li> </ul>
森林ゾーン（南部・北部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地の緑を保全</li> <li>・農業振興に向けた環境の充実</li> <li>・自然資源を活かした交流機能の展開</li> </ul>
交流沿岸ゾーン 観光沿岸ゾーン 溝尻集落沿岸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地ゾーンと海との境界という特徴を活かした整備</li> <li>・海の魅力も身近に感じられる環境の充実</li> </ul>

## 2. 抱点及びゾーン間の機能的連携

今後も各地区において人口減少・高齢化に歯止めがかからない見込みの中、地域を維持・発展させていくためには、地域コミュニティの維持や交通、医療等の様々な課題や行政サービスについて地域を越えた連携を図る必要があります。

そのため、「共に創る 海と文化の交流空間」を目指し、本市を構成する各拠点やゾーンを、有機的に連携するように推進します。

都市機能が集約された地域の「交通結節・中心都市拠点」、本市の観光入込客の大半を集める、「天橋立」の南北に位置する文珠・府中両地区の「観光交流拠点」を中心に、各拠点及びゾーンの地域特性や個性に応じた役割分担と機能分担を行い、相互に有機的に連携して総合力を発揮することを目指します。

なお、上位計画の総合計画では、令和3年度以降、地域の皆さんと一緒に話し合い、様々な課題の解決に向けた連携のあり方・方法等を構築、実施していくこととしています。

## 3. 土地利用の基本的な考え方

- 「共に創る 海と文化の交流空間」の魅力を高める土地利用の展開
- 快適な暮らしを支える適切な土地利用の展開
- 安心・安全で快適・便利な効率的な土地利用の展開
- 日本三景天橋立をはじめとする美しい自然、重要文化財旧三上家住宅などの観光資源や地域資源といった宝を、後世まで継承していくよう、守り育てていく土地利用の展開
- 農業振興等と整合が考慮された土地利用の展開

## 4. 土地利用の方針

### (1) 市街地ゾーン

宮津地区の既成市街地と、京都丹後鉄道岩滝口駅周辺に広がる市街地を、市街地ゾーンとします。

#### ① 交通結節・中心都市拠点としての都市機能の集積

交通結節・中心都市拠点として、都市機能の適切な維持を図るほか、まちの活性化に向け、適切な商業集積の誘導やまちなみ景観など市街地環境の維持・整備を進めます。

- ・都市計画道路本町宮津停車場線沿道を中心とした商業集積の誘導
- ・居心地がよく歩きたくなる市街地としてのまちなみ景観の形成
- ・安全で快適な暮らしを支える各種都市機能の更新・整備
- ・観光交流地としての情報発信や新たな交流を創出する機能の充実

#### ② 歴史的街区の保全、修景、活用

地域のアイデンティティの醸成や観光交流の振興に向け、歴史的な建物やまちなみの保全・修景を進めます。

- ・歴史的建物、重要文化的景観の保全
- ・まちなみ配慮した建物の修景

#### ③ 臨海部における新たな交流拠点の形成

新たな交流拠点として、島崎地域の公共遊休施設等低未利用地を活かした再開発を目指すとともに、宮津港周辺の商業、交流系機能への土地利用転換を誘導します。

- ・臨海部における低未利用地を活かした交流拠点としての土地利用の展開
- ・既存商業施設と連動した交流商業系機能の誘致
- ・臨海部における自転車道等の連続性の確保

#### ④ 住宅地、商業地、工業地の適切な土地利用の展開

市街地周辺部や市街地内の低未利用地について良好な市街地形成に向け、適切な宅地化誘導を進めます。また、都市的土地利用と自然的土地利用の共存する地域であり、工業地・商業地の展開に向けた企業誘致等について、農業等との共存や連携に配慮するものとします。

- ・適切な宅地化誘導
- ・工業と農地、景観資源および海の魅力との共存や連携に配慮
- ・空き家・空き地などの低未利用地の有効活用の推進
- ・観光商業機能、景観保全や防火制限の調整

#### ⑤ 広域連携拠点としての都市機能の充実

須津地区は、中心市街地を補完するゾーンとして、隣接する与謝野町との連携による各種都市的サービス機能が集積する地域としての都市機能の充実を図ります。

- ・安全で快適な暮らしを支える各種都市機能の更新・整備
- ・人口の安定化に向けた住宅・宅地の供給及び良質な居住空間の形成

### (2) 観光市街地ゾーン

天橋立を中心とする文珠・府中の市街地及び宮津地区の既成市街地を観光市街地ゾーンとします。観光市街地ゾーンでは、歴史や自然資源を活かし、本市の観光交流を牽引する魅力的なまちを形成するゾーンとします。

- ・歴史や自然資源を活かした魅力的な市街地の再生
- ・交流産業基盤の拡充
- ・重要文化的景観の保全

### (3) 沿岸ゾーン

栗田、由良、日置、養老などの海岸沿いに形成された地区を、沿岸ゾーンとします。沿岸ゾーンは、本市の主要な産業である漁業と農業を支える各種機能の充実と、体験型漁業や観光農業などによる高付加価値化展開のための機能を創出するゾーンとします。

- ・防災と環境保全としての農林漁業の多面的な機能の維持
- ・観光などとの連携による農林漁業を展開する機能、基盤の充実
- ・自然景観の保全
- ・海洋レクリエーション機能の向上

## (4) 森林ゾーン

上宮津地区と市域北部の大半を占める緑豊かな森林・山村地区を、森林ゾーンとします。森林ゾーンは、自然環境の保全に努め、地域資源を活かしたアクティビティーな空間や市民の憩いの空間としての環境形成を進めるゾーンとします。

- ・水源涵養など、防災と環境保全としての機能の維持
- ・林業の持続的な施業としての機能向上
- ・自然環境の保全によるまちの景観要素としての保全
- ・地域資源を活かしたアクティビティーな空間及び健康と憩いの空間としての活用

## (5) 交流沿岸ゾーン

田井宮津ヨットハーバー周辺から島崎地域一帯までの沿岸部分を、交流沿岸ゾーンとします。海の関係者との連携により、海上交通の観光資源化や新たな周遊観光を促進します。また、島崎地域一帯については、民間資本等の導入による、ウォーターフロントエリアの再開発を目指します。

- ・海が持つ資源や魅力を観光まちづくりへ活用することを促進

## (6) 観光沿岸ゾーン

須津から「道の駅 海の京都 宮津」周辺までの沿岸部分を、観光沿岸ゾーンとします。与謝天橋立 IC から、日本三景天橋立までのアプローチとなるゾーンであり、自然環境の保全に努め、アプローチとして相応しい空間の環境形成を促進するゾーンとします。

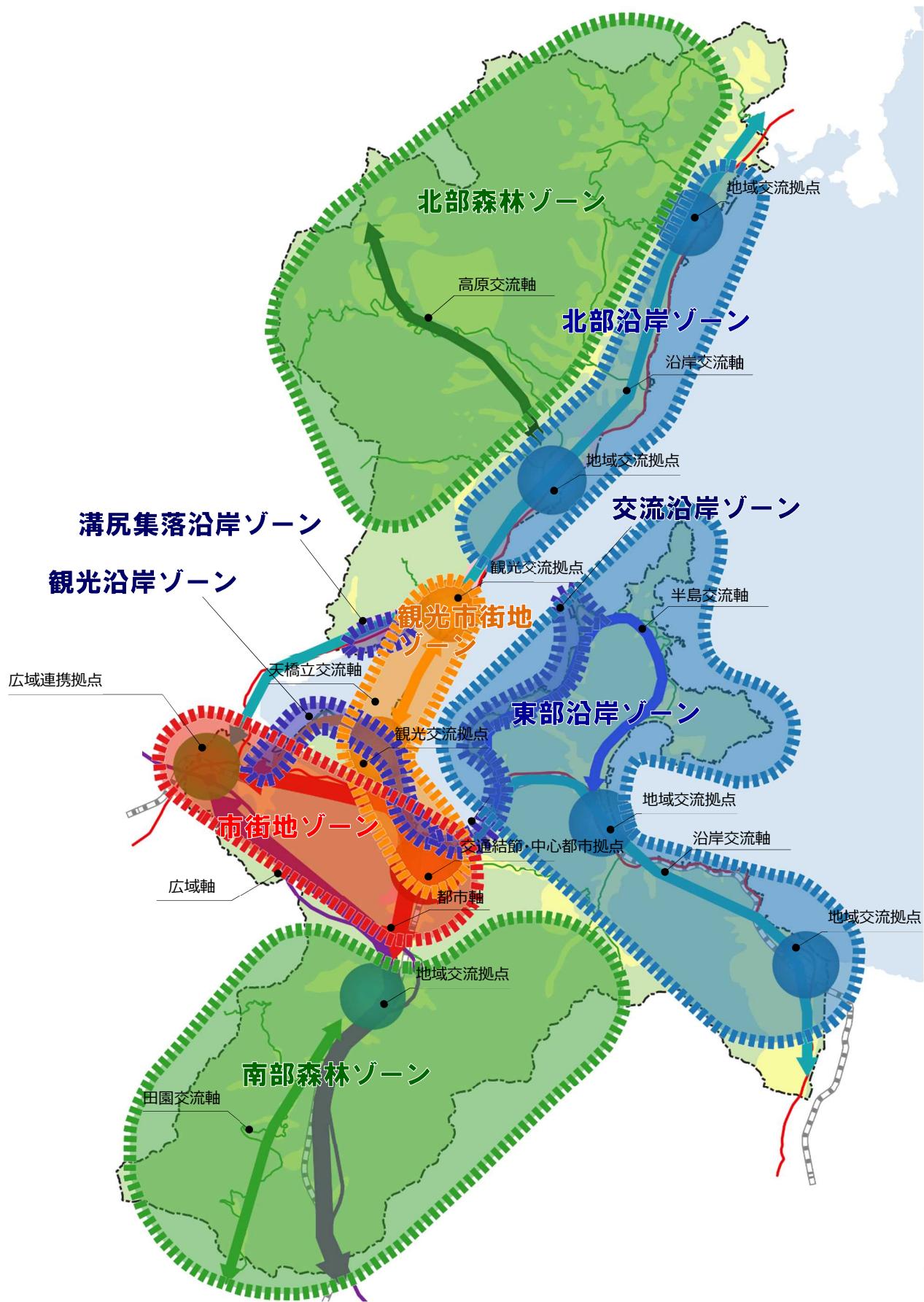
- ・自然環境の保全
- ・アプローチとして相応しい空間の環境形成を誘導

## (7) 溝尻集落沿岸ゾーン

府中地区の阿蘇海沿岸、とりわけ溝尻を中心とした沿岸部分を、溝尻集落沿岸ゾーンとします。溝尻地区海岸部には約 40 棟の舟屋建築が確認されており、これらの多くは国選定「宮津天橋立の文化的景観」における重要な構成要素（「溝尻舟屋」）として特定されています。これらについて、その本質的価値だけでなく、舟屋と一体となる漁村集落の雰囲気を損なわないように、保全と修景を図ります。

- ・文化的景観の重要な構成要素である漁村集落として適切な景観保全を誘導

図 地域構造図



# 第 6 章

## 都市整備方針

第1節 都市施設整備の方針 .....	1
第2節 景観形成の方針 .....	3
第3節 住宅・住環境整備の方針 .....	4
第4節 都市防災の方針 .....	5

# 第6章 都市整備方針

## 第1節 都市施設整備の方針

### 1. 都市施設の基本的な考え方

- 市民生活を支え、観光交流地を実現する総合的な交通ネットワークの形成
- 持続的に住み続けられるまちを目指し、都市施設の長寿命化を推進
- 災害に強い都市基盤整備の推進
- 誰もが気軽に外出することのできる、バリアフリー化されたまちづくり

### 2. 都市施設の整備方針

#### ① 市民生活を支え、観光交流地を実現する総合的な交通ネットワークの形成

##### 【道路ネットワークの形成】

京阪神都市圏、北近畿の各都市をネットワークする高速道路網整備及び、市内の各地域間を連絡する国道178号の強靭化をはじめ、主要地方道、一般府道の整備を促進します。

また、良好な都市空間の形成及び都市防災機能の向上を図るため、都市計画道路の整備を推進するとともに、生活利便性の向上に向けた、市道の適切な維持管理及び長寿命化を進めます。

##### 【公共交通網の維持】

道路ネットワークの整備に併せ、公共交通網の整備が望まれており、京都丹後鉄道については、JR線や路線バスとの連絡など、市民や観光客の利用に応じたサービスの向上を進めます。

また、運転手不足により運行が困難となっている路線について、地域と一緒にやって公共交通空白地有償運送を推進します。

## ② 持続的に住み続けられるまちを目指し、都市施設の長寿命化を推進

宮津市公共施設再編方針書及び各施設の長寿命化計画等を踏まえ、老朽化した都市施設の計画的な更新、適切な維持管理による長寿命化を推進します。

## ③ 災害に強い都市基盤整備の推進

宮津市国土強靭化地域計画に基づき、災害に強い都市基盤の整備に努め、近年、頻発している異常気象による災害を踏まえ、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていくよう努めます。  
また、災害リスクの高い地域には配置しないように努めます。

## ④ 誰もが気軽に外出することのできる、バリアフリー化されたまちづくり

誰もが気軽に外出することができるよう、交通安全施設の整備を進めるほか、歩行者空間のバリアフリー化を推進します。  
さらに、街路樹等による緑化などの景観形成にも配慮し、快適な歩行者空間の確保に努めます。

## 第2節 景観形成の方針

### 1. 景観形成の基本的な考え方

- 豊かな自然環境や歴史・文化など、地域固有の資源が織り成す景観を積極的に生かすまちづくり
- 次世代へと引継いでいく景観の形成

### 2. 景観形成の方針

#### ① 豊かな自然環境や歴史・文化など、地域固有の資源が織り成す景観を積極的に生かすまちづくり

日本三景天橋立をはじめとする、本市の豊かな自然環境や歴史・文化などの地域固有の資源が織り成す景観を、観光交流など、まちづくりを視野に入れ守り育てていきます。

また、都市施設等の整備にあたっては、これらの地域固有の資源を損なうことのないように進めます。

#### ② 次世代へと引継いでいく景観の形成

市民による景観づくりを意識し、市民会議やシンポジウムの開催などによる機運醸成を行い、地域の特性を活かした持続可能な景観形成を図ります。

## 第3節 住宅・住環境整備の方針

### 1. 住宅・住環境整備の基本的な考え方

- ゆとりある暮らしを感じることのできる環境をハード・ソフト両面から創造
- 少子高齢化に対応するだれもが安心して暮らせる住宅・住環境の整備

### 2. 住宅・住環境整備の方針

#### ① ゆとりある暮らしを感じることのできる環境をハード・ソフト両面から創造

安全で快適に暮らせる住環境づくりに向け、地区計画制度の活用や建築協定等のまちなみ保全のほか、住宅のバリアフリー化などを促進します。  
また、整備された下水道の適切な維持、処理施設の適切な更新等により、環境保全及び住環境の改善に努めます。

#### ② 少子高齢化に対応する誰もが安心して暮らせる住宅・住環境の整備

宮津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、効率的で効果的な修繕等を実施することで、居住水準の向上と施設の長寿命化を推進します。

## 第4節 都市防災の方針

### 1. 都市防災の基本的な考え方

- 総合的な防災・減災対策の実施と、市民の自主的な防災への取り組み
- 市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくり

### 2. 都市防災の方針

#### ① 総合的な防災・減災対策の実施と、市民の自主的な防災への取り組み

市民の安全を守るため、「宮津市国土強靭化地域計画」に基づいたまちづくりに努めるとともに、市民の自主的な防災への取り組みを促進します。

#### ② 市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくり

##### 【土砂災害対策】

土砂災害防止に向け、砂防・急傾斜地・崩壊対策事業等を推進するとともに、保安林等の防災機能を重視した治山事業の推進など、適時・適正な森林の整備を促進します。

##### 【治水対策】

水害の防止を第一義として、景観形成や生物生態系にも配慮した河川改修を促進します。また、市街地の安全性の確保に向け、都市下水路等の整備による排水機能の強化を図ります。

##### 【海岸保全対策】

高潮や波浪による海岸侵食を防ぐため、離岸堤や護岸の整備を推進します。

##### 【震災・火災対策】

地震や火災など、災害時における避難路、避難場所の確保を行うほか、災害に強いまちづくりを進めます。

# 第 7 章

## ゾーン別構想

第 1 節 市街地ゾーン .....	1
第 2 節 南部森林ゾーン .....	7
第 3 節 観光市街地ゾーン .....	10
第 4 節 北部沿岸ゾーン、北部森林ゾーン .....	14
第 5 節 東部沿岸ゾーン .....	17
第 6 節 交流沿岸ゾーン、観光沿岸ゾーン、溝尻集落沿岸ゾーン .....	21

# 第7章 ゾーン別構想

## 第1節 市街地ゾーン

### 1. 市街地ゾーン（東）

#### （1）まちづくりの基本的な考え方

##### ① 城下町・港町文化を活かした交流拠点の形成

交流文化のまちづくり強化に向け、城下町・港町としての歴史的背景と文化を持つ市街地ゾーンの魅力を強化し「まちなか観光」ともいえる交流活動を積極的に展開していきます。

「まちなか観光」を中心とする交流活動の展開は、市街地の商業活動を活性化させるばかりではなく、「観光商業」ともいえる新しい商業活動を創出し、関連する産業（農水産物加工業や土産物製造業等の特産品製造業など）等の発展をもたらすと考えられます。

##### ② 丹後地域の広域的な拠点地区としての機能の強化

「まちなか観光」の展開に対応して、丹後地域における広域観光拠点としての機能の強化を図るとともに、訪問客も利用する高次の都市的サービス機能の強化を図り、丹後地域の拠点地区としての機能を強化します。

##### ③ まちなか居住を進める、まちなかの暮らしの魅力向上

本ゾーンは、全人口の半数近くが居住する、丹後地域内でも最も人口集積の高い地区であるが、近年、まちなかの空洞化が進んでいます。

本ゾーンが、丹後地域の広域的な拠点として、各種の高次都市機能サービスを提供していくためには、それを支える一定の人口集積が必要であり、まちなかへの人口定着が大きな課題となっています。

この課題に対応していくためには、若年層の地域定着を目指した、住宅供給や、住環境の向上、各種生活サービスの向上に向けた取り組みを推進していく必要があります。

## (2) 主要な課題

### ① 宮津港の活用と環境整備による魅力の向上

本ゾーンは、旧城下町と港町が重複する地域であり、海際の良好で魅力的な環境を持ち、交流文化のまちとしての発展の鍵を握るきわめて重要なゾーンです。ゾーン全体の活性化に向けた起爆剤となるよう、島崎ウォーターフロントの民間資本等の導入に向けた再開発が求められています。

### ② 「まちなか観光」の環境整備

重要文化的景観の取組に関連して、歴史的建造物の保存・修復等を推進していく必要があります。また、「まちなか環境整備」に関連して、歩いて楽しい道づくりを進めていくことも必要です。

### ③ 広域中心都市核としての機能の強化

宮津まちなか地域振興拠点施設を核とし、市内で生産した農林水産物、農林水産加工品等の販売と、地元の食材や食文化を活用した飲食サービスの提供を通じて、来訪者をまちなかへ回遊させ、まちなか全体に活気を与えることが重要です。

### ④ まちなか居住を促進する住環境整備の促進

人口集中地区としての市街地ゾーンへの人口定着に向けては、既存住民に対する生活支援サービスの維持のほか、若年層を対象とした住宅供給、ゆとりある生活を実現する住環境の向上に向けた取り組みが必要あります。また、「まちなか観光」と連動し、新たな雇用、新産業の創出の場を生み出していくなど、産業振興との連携による展開を進めていく必要があります。

### (3) まちづくりの方向性

**“城下町・港まち交流文化都市としての魅力の向上”**

<b>広域交流エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都丹後鉄道宮津駅周辺については、宮津観光はもとより、丹後観光の出発点として、各種交流機能の充実を図ります。</li> </ul>
<b>港町交流エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港町交流エリアについては、市街地の賑わいづくりの拠点であり、大型商業施設、道の駅や、宿泊・飲食施設等が立ち並ぶ古くからの商業地エリアにも近接しており、周辺地域にも賑わいを広げる上で非常に重要なエリアです。市の公共・遊休施設等について民間資本等の導入による一体的な活用・活性化を進めることにより、ウォーターフロントエリアの活性化を目指します。</li> <li>地域間、地域内の交流の円滑化を図るため、街路空間整備と沿道景観形成を進めます。また、商店が集積した市街地については、街路の美装化やまちなみの景観形成の検討を進めます。</li> </ul>
<b>街なみ景観形成エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古い街なみのある地区では、昔の面影を残す街なみの保全、修景を進め、街なみ散策型観光を誘導する景観形成を進めます。</li> <li>空き家や空地を活用して、回遊性のある市街地を形成します。</li> </ul>
<b>寺まち界隈エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寺社仏閣が多数立地する寺まち界隈エリアについては、まちの文化を楽しめるしかけづくりを行います。</li> </ul>
<b>市街化誘導エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地需要の受け皿として、計画的な市街化誘導を進めます。</li> </ul>
<b>まちのシンボル軸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都丹後鉄道宮津駅から市街地へ向かう本町宮津停車場線及び市道河原本町線をまちのシンボル軸として、歩いて楽しい道づくりを進めます。</li> </ul>
<b>沿道景観形成軸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路の緑化、沿道の景観形成などにより港町としてのイメージの形成を図ります。</li> </ul>
<b>河川水辺環境・景観形成軸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大手川の自然景観の保全や、水と緑あふれる河川空間を形成します。</li> </ul>

#### (4) 市街地ゾーン（東）構想図



## 2. 市街地ゾーン（西）

### （1）まちづくりの基本的な考え方

#### ① 京阪神との玄関口としての機能強化

市街地ゾーン（西）は、京阪神との玄関口としての役割が期待されるとともに、機能強化が求められます。

#### ② 広域連携拠点としての土地利用

京阪神との玄関口である立地を活用するためにも、優良農地との調整を行ったうえで、商業用途、工業用途の土地利用を目指す。

### （2）主要な課題

#### ① 京阪神との玄関口としての活用

IC周辺という立地条件を生かし、都市機能の形成を図る必要があります。

#### ② 広域連携拠点としての都市機能強化

市街地ゾーン（東）を補完するゾーンとして、都市機能の強化を図る必要があります。

### （3）まちづくりの方向性

#### “市と京阪神を結ぶ広域連携拠点の形成”

<b>玄関口としての機能強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IC周辺としての立地特性を活かして観光情報サービスや業務系機能等の強化を促進します。</li> <li>天橋立へ導く国道、主要地方道沿道の景観形成を図ります。</li> </ul>
<b>与謝野町と連携した拠点的機能の向上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>与謝野町と一体となった機能の拡充を図ります。</li> </ul>

## (4) 市街地ゾーン（西）構想図



## 第2節 南部森林ゾーン

### (1) まちづくりの基本的な考え方

#### ① 豊かな環境の森林・田園地帯の形成

大江山連峰や杉山山系の森林地帯やその間に展開する農業地帯を活かして、豊かな環境の森林・田園地帯の形成を図ります。

#### ② 魅力的な多自然居住地域の形成

市街地ゾーンに隣接して展開する自然的・田園的環境の豊かな地区としての特性を活かして魅力的な多自然居住地域の形成を図ります。

### (2) 主要な課題

#### ① 緑豊かな田園・山林環境の保全・活用

林業や農業基盤の保全・整備を図りつつ、活性化のための振興策の展開を図る必要があります。

大江山の貴重な自然を保全するため、福知山市の二瀬川渓流、与謝野町の鬼の岩屋等との連携などにより、近畿自然歩道を軸とした自然を保全活用する整備を進める必要があります。

また、豊かな環境を活用して、森林活用型・田園環境活用型のレクリエーションの場としての機能の強化を図る必要があります。

#### ② 生活環境の整備・充実

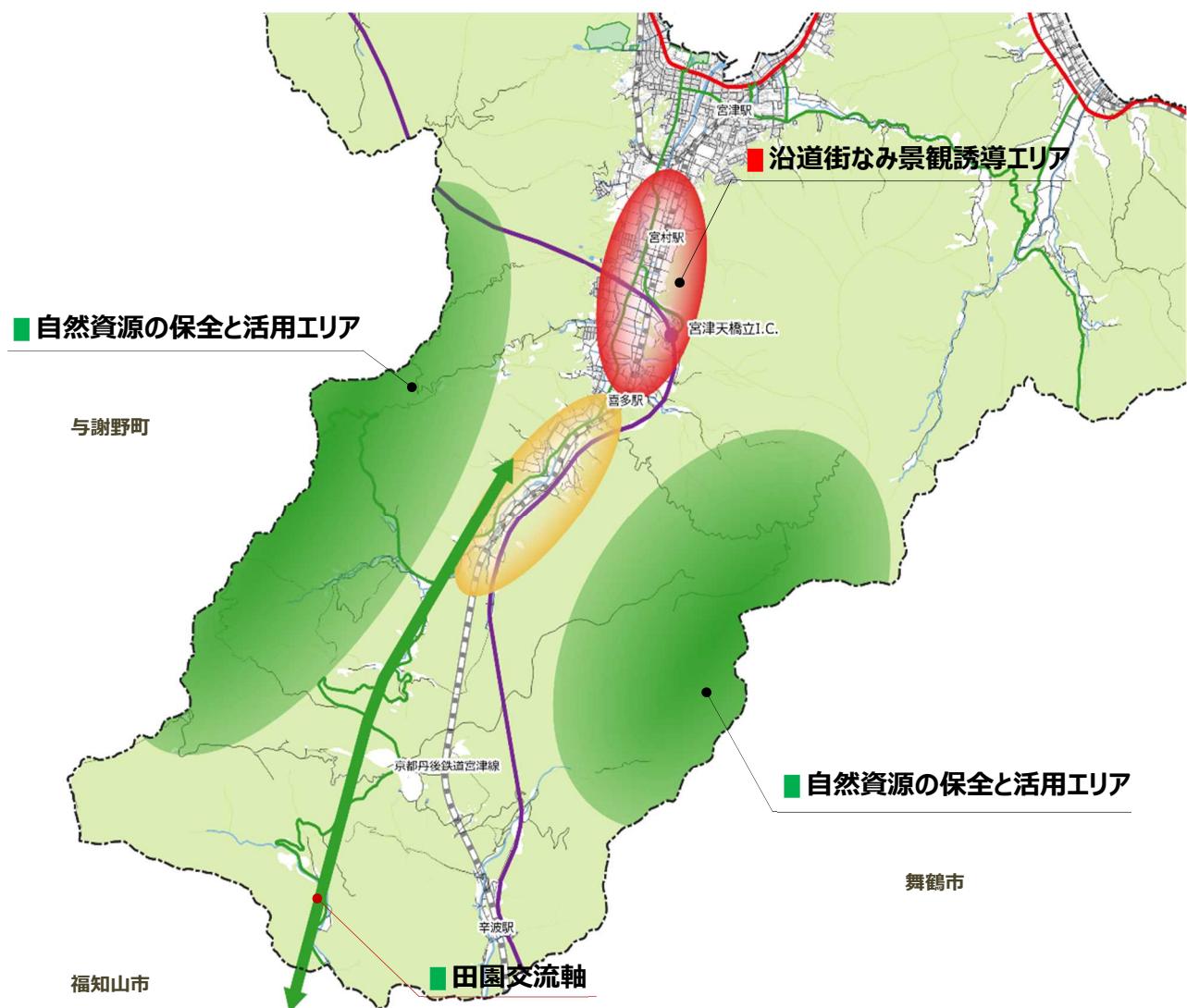
多自然居住地としての居住環境を整えるため、生活環境の整備・充実を図る必要があります。

### (3) まちづくりの方向性

#### “里の文化があふれる緑住環境の充実”

<b>自然資源の保全と 活用エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大江山をはじめとする周辺の森林の保全と、リフレッシュ、レクリエーションの場として、自然公園の活用を図ります。</li><li>・ また、身近な里山については、自然環境学習機能もあわせもつたレクリエーションの場としての活用を図ります。</li></ul>
<b>農の拠点エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業の高付加価値化に向けて、農産加工品の製造拠点地域の形成を図ります。</li><li>・ 体験型農業の展開など、第1次産業・第2次産業・第3次産業が連携する「6次産業」化に向けた取組みを支援します。</li></ul>
<b>沿道のまちなみ景観 誘導エリア</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幹線道路の整備により、周囲の環境やまちのイメージに沿った景観誘導を進めます。</li></ul>

#### (4) 南部森林ゾーン構想図



## 第3節 観光市街地ゾーン

### (1) まちづくりの基本的な考え方

#### ① 観光街区としての街なみや機能の魅力化

文珠地区は、天橋立観光の中心的な観光街区に相応しい魅力的な景観の形成を図ることとし、街なみ環境整備を推進していきます。また、観光街区の機能については、地域の特産品等の魅力商品の土産物店等の強化を図り、観光街区としての魅力の向上を図ります。

府中地区については、天橋立に加えて、丹後一の宮の門前町としても位置づけられることから、それにふさわしい観光街区の形成を図ります。

#### ② 丹後の歴史ロマンを積極的に活用した観光開発

有名な古社寺等の歴史遺産に加えて、新たな視点から歴史文化資源の見直しを行い、観光・交流ポイントとして位置づけます。

### (2) 主要な課題

#### ① 文珠・府中地区の観光街区の魅力的な街なみ環境の整備

文珠地区、府中地区ともに、美しい街なみ景観や魅力的な機能で新たな訪問客を獲得していくため、「天橋立」にふさわしい魅力的な観光街区の形成を図る必要があります。

#### ② 丹後地域の古代歴史ロマンの活用

天橋立観光に加えて、「歴史ロマンあふれる丹後」を売り物にした観光・交流拠点の形成を図る必要があります。また、丹後歴史文化博物館（仮称）の整備に合わせ、歴史文化ポイントの保全と修復整備を推進することも必要と考えます。

府中地区については、丹後一の宮の門前町として、それにふさわしい街区の修復的整備を図っていく必要があります。

#### ③ 歩いて楽しめる道づくり

天橋立観光の中心的な観光街区に相応しい魅力的な景観の形成、防災性能の向上、歩行空間の安全性の確保を目指し、無電柱化を推進する必要があります。

また、文珠地区を東西へ走る府道宮津養父線は、歩道等の設置を検討する必要があります。

### (3) まちづくりの方向性

#### “天橋立観光の魅力を高める魅力的な環境づくり”

<b>観光交流拠点としての機能向上</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの観光客が訪れる本地域については、門前町としての環境整備や水路環境整備などを進め、天橋立観光に新たな魅力を付加する市街地整備を進めます。</li><li>また、市街地ゾーンにも観光客を誘導していくため、歩道のバリアフリー化など歩行者・自転車交通に配慮し安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。</li></ul>
<b>周辺景観の保全・修景</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>天橋立の背景となる周囲の山々のほか、海岸線、さらには周辺の建物等についても、天橋立周辺からの視線に配慮した景観の保全と修景を進めます。</li></ul>
<b>魅力的な観光拠点の形成</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>本ゾーンは、天橋立観光の拠点として、多くの観光産業が立地しているが、さらに、新たな観光産業を誘発する仕掛けづくりを進めます。</li></ul>

## (4) 観光市街地ゾーン構想図



## 第4節 北部沿岸ゾーン、北部森林ゾーン

### (1) まちづくりの基本的な考え方

#### ① 海や山など多自然居住・交流エリアとしての展開

北部沿岸ゾーン、北部森林ゾーンでは、今後とも豊かな環境を保全するとともに、その環境と調和する多自然居住・交流型地域としての展開を図ります。

#### ② 地域活動と連動したまちづくり施策の展開

北部沿岸ゾーン、北部森林ゾーンで展開されている、住民主体の観光交流活動を中心に、それに合わせた各種基盤の整備など、一体的なまちづくりを進めます。

### (2) 主要な課題

#### ① 田園的・山村的環境の保全と多自然居住地域の形成

自然環境に支えられた各種のまちづくりの展開を一層高めていくため、農山村地域の保全振興施策を展開していく必要があります。

地域の豊かな山村的・田園的環境を活かし、多自然居住地域として位置し、それに相応しい地域形成を図っていく必要があります。

#### ② 豊かな地域資源の活用

自然豊かな環境を活用し、農泊・漁泊や体験農業・体験漁業を推進していく必要があります。

#### ③ 沿岸部と中山間地に広がる各拠点のネットワーク化

沿岸部の国道から中山間地に向けて各種拠点が立地しており、これらを有機的にネットワークしていく必要があります。

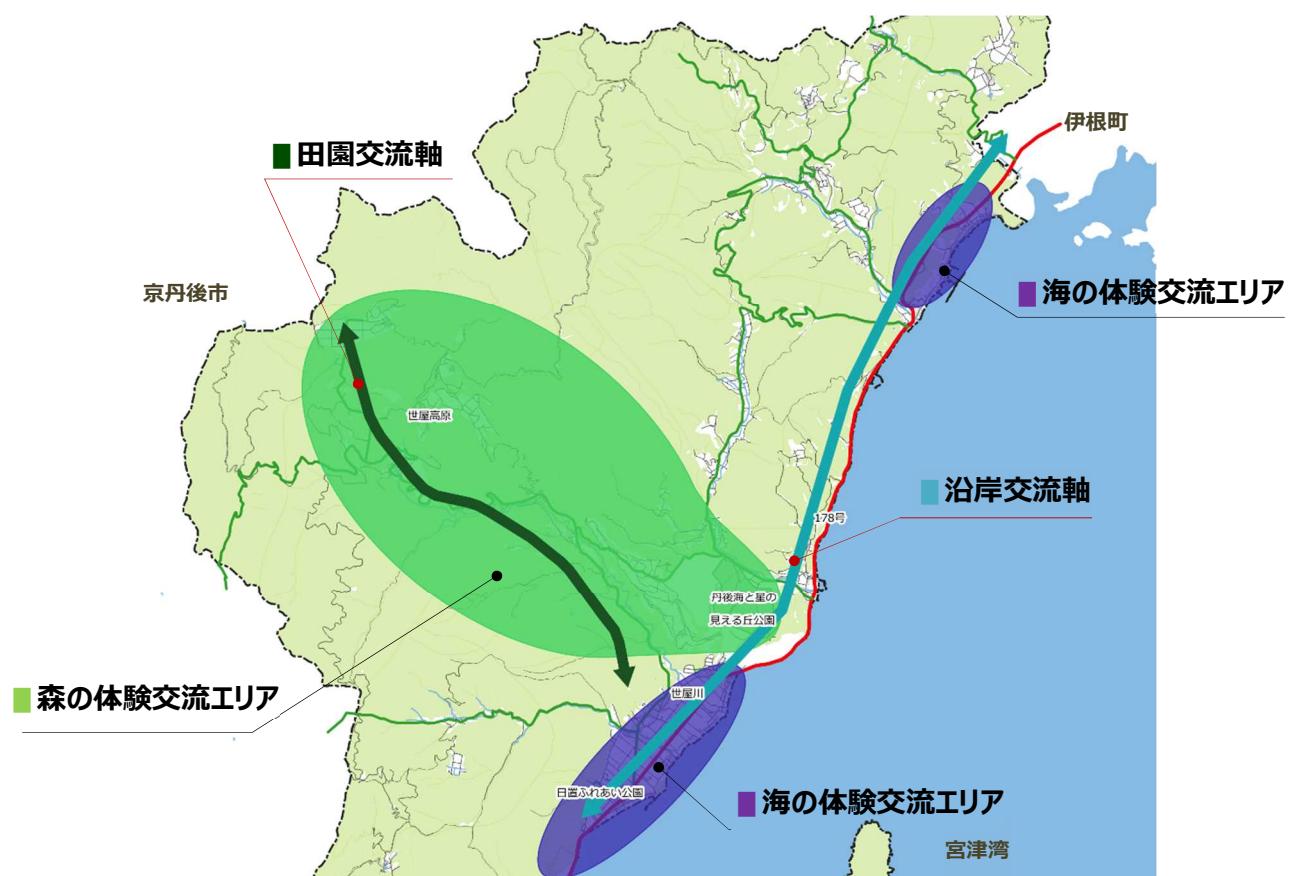
そのため、ゾーン全体のイメージ形成を図る一方、誘導サイン設定など、観光客の誘導策を展開する必要があります。

### (3) まちづくりの方向性

#### “自然体験型観光を創造する環境づくり”

<b>海の体験交流エリアの形成</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>これまで漁業を中心として形成されてきた養老地区、沿岸部のある日置地区については、観光と連携した漁業の展開による体験交流を促進する機能の創出を進めます。</li></ul>
<b>森の体験交流エリアの形成</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>世屋、日ヶ谷地区については、山の幸など地域資源を活かして、観光と連携した展開を推進します。</li></ul>
<b>沿岸交流軸と高原交流軸の形成</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>沿岸に展開する海の体験交流エリアと山間部に展開する森の体験交流エリアを有機的に連携する交流軸の機能強化を図ります。</li></ul>

## (4) 北部沿岸ゾーン、北部森林ゾーン構想図



## 第5節 東部沿岸ゾーン

### (1) まちづくりの基本的な考え方

#### ① 農業と漁業、海浜レクリエーションの複合地区としての展開

若狭湾に面しており、今後とも農業と漁業及び海浜レクリエーションとの複合経営地区として展開します。

また、北近畿ではめずらしいミカンやオリーブの栽培、地酒の開発など、地域特産品の開発とそのPRを進めます。

#### ② 由良川流域圏における交流活動の展開

有名な古社寺等の歴史遺産に加えて、新たな視点から歴史文化資源の見直しを行い、観光・交流ポイントとして位置づけます。

### (2) 主要な課題

#### ① 美しい環境の保全

若狭湾に面する美しい海岸線、海岸線近くに展開する集落、その周辺の田園と山林とが織りなす良好な環境の保全を図る必要があります。

特に、交流資源となる海の保全のために、環境保全策を積極的に推進する必要があります。

#### ② 田園に展開する海浜レクリエーションエリアとしての発展

田園的環境の中に展開する魅力的な海浜レクリエーションエリアとして、今後とも複合的な経営地域として安定化を図る必要があります。

特に、海洋レクリエーションエリアとしてのイベントの開催など、地域イメージ向上の取組みを展開する必要があります。

#### ③ 高速交通網体系に連動した誘導策の展開

京都縦貫自動車道（綾部宮津道路）の開通に伴い、これまでの国道を中心とした広域道路体系が変化しており、京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道からの誘導サインの設置など、当地域への観光客誘導策を整備する必要があります。

#### ④ 由良川流域圏交流の促進

由良川流域で進められている流域圏交流活動など、地域が主体となって積極的に関わり、地域発展に結びつける必要があります。

#### ⑤ 安全で美しい集落環境の形成

東部沿岸ゾーンの市街地は、海岸線に沿って形成され、周辺の環境と調和した地域性の高い景観を形成していますが、一方で、古くからの基盤のため、防災や緊急時対応などの面での課題を抱えています。そのため、これまで培ってきた市街地環境や景観を守りつつ、狭隘道路の解消などを進めていく必要があります

### (3) まちづくりの方向性

#### “海の魅力を引き出す環境づくり”

<b>体験交流エリアとしての集落環境整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都丹後鉄道由良駅から海に向かう通りについては、桜並木を活かした街路景観形成を図ります。また、海岸に近く多くの民宿が立地する国道178号については、快適な歩道の確保を行うとともに、海水浴客が楽しむことのできる歩道環境整備を進めます。</li> <li>海岸と森林が迫る中に集落が形成される特性を活かし、海のレクリエーションと山のレクリエーションを楽しむことができる環境整備を進めます。</li> </ul>
<b>地域資源を活かした水産活用エリアの形成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府立海洋高等学校、海洋センター等が有する水産業にかかる機能を活かし、水産品の新たな商品の開発などを行うエリアの形成を進めます。</li> <li>宮津エネルギー研究所の再稼働、再開発による地域振興を推進します。</li> </ul>
<b>周囲の環境と調和する市街地環境の形成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古くからの市街地景観を保全しつつ、防災面や緊急時対応に配慮した防災広場の確保やセットバックなどによる道路幅員の確保などの環境整備を進めます。</li> </ul>

#### (4) 東部沿岸ゾーン構想図



## 第6節 交流沿岸ゾーン、観光沿岸ゾーン、溝尻集落沿岸ゾーン

### (1) まちづくりの基本的な考え方

#### ① 海が近いという魅力の活用

本市の魅力である海と、都市機能が集まる市街地が近接しているというメリットを活かし、海の魅力と都市機能との融合を目指します。

#### ② 民間事業者等と連携した取組

海を活かした取組は、民間も含めた関係者との連携・協力が不可欠であり、共創の精神で取り組みます。

### (2) 主要な課題

#### ① 美しい環境の保全

海に面する美しい海岸線、海岸線近くに展開する集落、その周辺の田園と山林とが織りなす良好な環境の保全を図る必要があります。  
特に、交流資源となる海の保全のために、環境保全策を積極的に推進する必要があります。

#### ② 活用策の検討

海の魅力、海に関する資源は点在しており、観光まちづくりや産業創出等に十分に活用しきれていません。有効に活用していくため、民間も含めた関係者との連携・協力を推進していきます。

### (3) まちづくりの方向性

**“海の魅力を引き出す共創のまちづくり”**

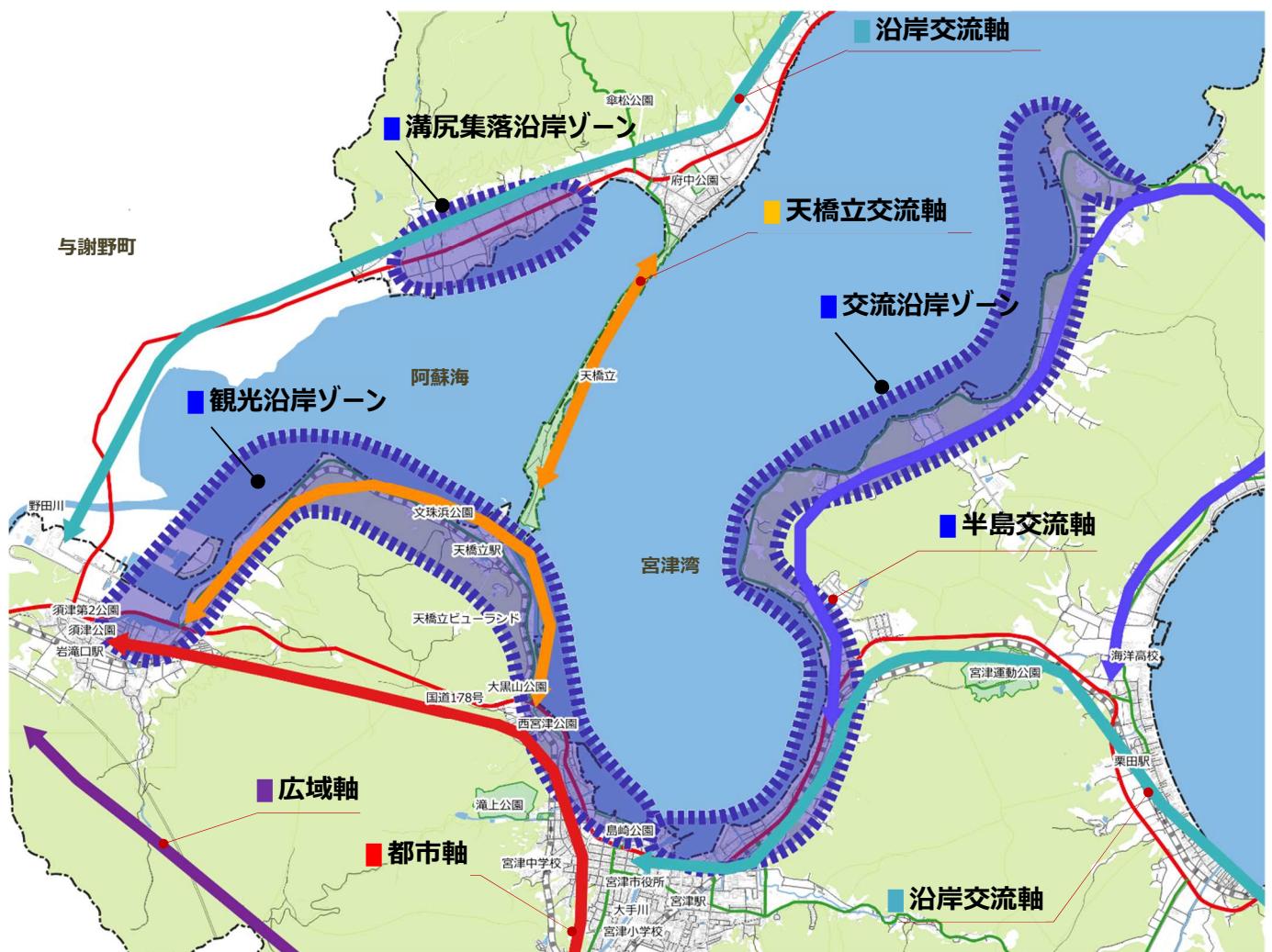
<b>民間事業者等との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>島崎エリアの公共施設・遊休施設等について、民間資本等の導入による一体的な活用・活性化を推進します。</li> </ul>
<b>海と調和する市街地環境・自然環境の形成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の魅力である海と近接するため、その魅力と調和した環境整備を推進します。</li> <li>特に、天橋立へと続く沿岸部分は、街のみだけでなく自然環境についても配慮します。</li> </ul>

**交流沿岸ゾーン** … 島崎や田井を中心に、民間事業者等と連携した周遊観光の推進等多様なニーズに対応する「海」を活かした観光まちづくりに取り組みます。

**観光沿岸ゾーン** … 日本三景天橋立までのアプローチとして相応しい空間の環境形成を促進します。

**溝尻集落沿岸ゾーン** … 舟屋と一体となる集落の雰囲気を損なわないように、保全と修景を図ります。

## (4) 交流沿岸ゾーン、観光沿岸ゾーン、溝尻集落沿岸ゾーン構想図



# 第 8 章

## これからのまちづくりの展開

第1節 役割 .....	1
第2節 都市計画マスターplanの活用と今後の展開 .....	2

# 第8章 これからのまちづくりの展開

全体構想、ゾーン別構想に示した都市計画の方針を踏まえ、魅力的な都市づくりを実現するため、市民の皆さんや地域の各種団体、企業、宮津市に関心があり関わりを持つ人など、様々な立場で宮津市に関わる人たち（みんな）が一緒に話し合い、知恵を絞り、ともに力を合わせて創りあげること、共創により進めることとします。

## 第1節 役割

### 1. 市民及び事業者を中心に様々な立場で関わる人たちの役割

- 自らがまちづくりの主役であるという意識の醸成
- 身近なまちづくりへの参加
- まちづくり協議会やまちづくりN P Oの設立、参加
- まちづくりに対する提案
- まちづくりのルールづくりと実行
- まちづくり事業への理解と協力

### 2. 行政の役割

- まちづくりに関する情報提供や啓発活動
- 参加しやすい場づくり
- まちづくり活動の支援
- 規制緩和も含めたまちづくりのルールづくり
- 都市計画の策定と活用
- 都市施設の適切な管理

## 第2節 都市計画マスタープランの活用と今後の展開

### 1. 都市計画マスタープランの活用

- 本マスタープランは、都市計画を定める際の指針となるものです。今後は、本マスタープランに基づき都市計画を定め、「共に創る 海と文化の交流空間」の実現を目指します。
- 本マスタープランに基づき、共創の精神で、より良いまちづくりを進めていきます

### 2. 今後の展開

- 市民の皆さんや地域の各種団体、企業、宮津市に関心があり関わりを持つ人など、様々な立場で宮津市に関わる人たち(みんな)が一緒に話し合い、知恵を絞り、ともに力を合わせて創り上げること（共創）により、快適な住居環境と豊かな文化にあふれる個性的なまちづくりが実現します。

